

令和4年度版

市 税 概 要





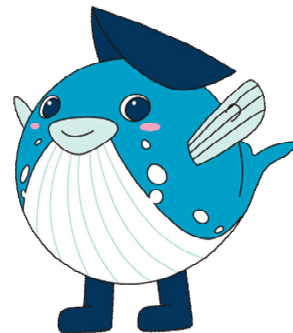
下 関 市

下 関 市 民 憲 章

平成19年2月13日制定

わたしたちは、美しい自然と古い歴史に恵まれたふるさと下関市を愛します。
わたしたちは、下関市民であることに誇りと責任を持って、互いに心を寄せあい、
新しい理想のまちづくりをめざしてこの憲章をかかげます。

- わたしたちは  自然の恵みを大切にします。
- わたしたちは  燃え立つ心を大切にします。
- わたしたちは  伸びゆく力を大切にします。
- わたしたちは  先人の訓えを大切にします。
- わたしたちは  協働の営みを大切にします。



下関市メインキャラクター セキまる

目 次

I 下関市の概況

1. 下関市の変遷	1
2. 地勢	1
3. 下関市の位置	2
4. 人口・世帯数の推移	2

II 下関市行政機構

1. 下関市行政組織図	3
2. 税務関係課職員配置状況	5
3. 税務関係課事務分掌	6

III 財 政

1. 令和3年度 一般会計決算	7
2. 令和4年度 一般会計当初予算	8

IV 市税総括

1. 令和3年度 市税決算表	9
2. 令和3年度 市税外歳入決算表（税関係のみ）	11
3. 年度別税目別決算額	15
4. 市税の推移	17
5. 年度別市税外歳入収入済額（税関係のみ）	18
6. 令和3年度 市税決算額構成	19
7. 年度別市税負担状況調（決算）	20
8. 市税の徴税費に関する調	21
9. 令和3年度 市税予算額構成	22
10. 令和4年度 市税負担状況	23
11. 年度別市民税調定額（現年課税最終調定）	24
12. 年度別市民税納税義務者数（最終調定分）	24
13. 令和4年度 市民税（個人）の納税義務者等に関する調	25
14. 令和4年度 市民税（個人）課税標準額段階別所得割額調	25
15. 令和4年度 法人市民税状況調	27
16. 令和4年度 土地に関する調	29

17. 令和4年度 宅地に関する調（法定免税点以上のもの）	31
18. 令和4年度 家屋に関する調	32
19. 令和4年度 償却資産に関する調	33
20. 市長が価格等を決定したもののうち法第349条の3又は法附則第15条（固定資産税等の課税標準の特例）の規定の適用を受けるものに関する調	33
21. 軽自動車税に関する調	35
22. 市たばこ税に関する調	36
23. 入湯税に関する調	36
24. 還付に関する調	37

V 口座振替・コンビニ収納・eL TAX収納

1. 口座振替状況調	38
2. コンビニ（スマホ決済を含む）収納状況調	39
3. eL TAX収納状況調	39
4. 取扱手数料調	39

VI 徴収

1. 令和3年度 督促状況調	40
2. 不納欠損処分状況調	41
3. 令和3年度 滞納処分執行停止額内訳調	43
4. 差押・交付要求執行状況調	44
5. 搜索執行状況調	44
6. 公売等（随意契約含む）執行状況調	44
7. 令和3年度 差押処理状況調	45
8. 下関市市税コールセンター	47

VII その他

1. 証明・閲覧等状況調	48
2. 税務職員の待遇状況	49

資料

◦ 税率の変遷	51
◦ 市税一覧表	57
◦ 延滞金・還付加算金の割合（利率）等の変遷について	67

I 下関市の概況

1. 下関市の変遷

明治22年 市制町村制の実施により、赤間関市、豊東下村（のち生野村）、彦島村（のち彦島町）、長府村（のち長府町）、豊西下村（のち川中村）、豊西中村（のち安岡町）、豊西上町（のち吉見村）、豊東前村（のち王司村）、清末村、小月村、（のち小月町）、王喜村、吉田村、内日村、岡枝村、豊東郷村、豊東村、豊田下村、豊田奥村（のち西市町）、豊田中村、豊田上村（のち殿居村）、豊西村、豊西東村、（のち黒井村）、川棚村、小串村（のち小串町）、宇賀村、神玉村、角島村、神田下村、（のち神田村）、阿川村、栗野村、滝部村、田耕村が成立する。

明治32年 豊東郷村が檜崎村に改称する。

明治35年 赤間関市が市名を「下関市」に改称する。

大正10年 生野村が下関市に編入される。

昭和8年 彦島町が下関市に編入される。

昭和12年 長府町、川中村、安岡町が下関市に編入される。

昭和14年 吉見村、勝山村、王司村、清末村、小月町が下関市に編入される。

昭和26年 岡枝村と檜崎村が合併し、「菊川村」となる。

昭和29年 豊西村の一部（大字吉母、蓋井島、室津上のうち字御崎）が下関市に編入される。西市町、豊田下村、豊田中村、殿居村が合併し、「豊田町」となる。

昭和30年 王喜村、吉田村、内日村の一部が下関市に編入される。

菊川村と豊東村及び内日村の一部が合併し、「菊川町」となる。

豊西村、黒井村、川棚村、宇賀村が合併し、「豊浦町」となる。

神玉村、角島村、神田村、阿川村、栗野村、滝部村、田耕村が合併し「豊北町」となる。

昭和31年 小串町が豊浦町に編入される。

平成17年 2月13日、「下関市」、「菊川町」、「豊田町」、「豊浦町」、「豊北町」が合併し、新「下関市」となる。

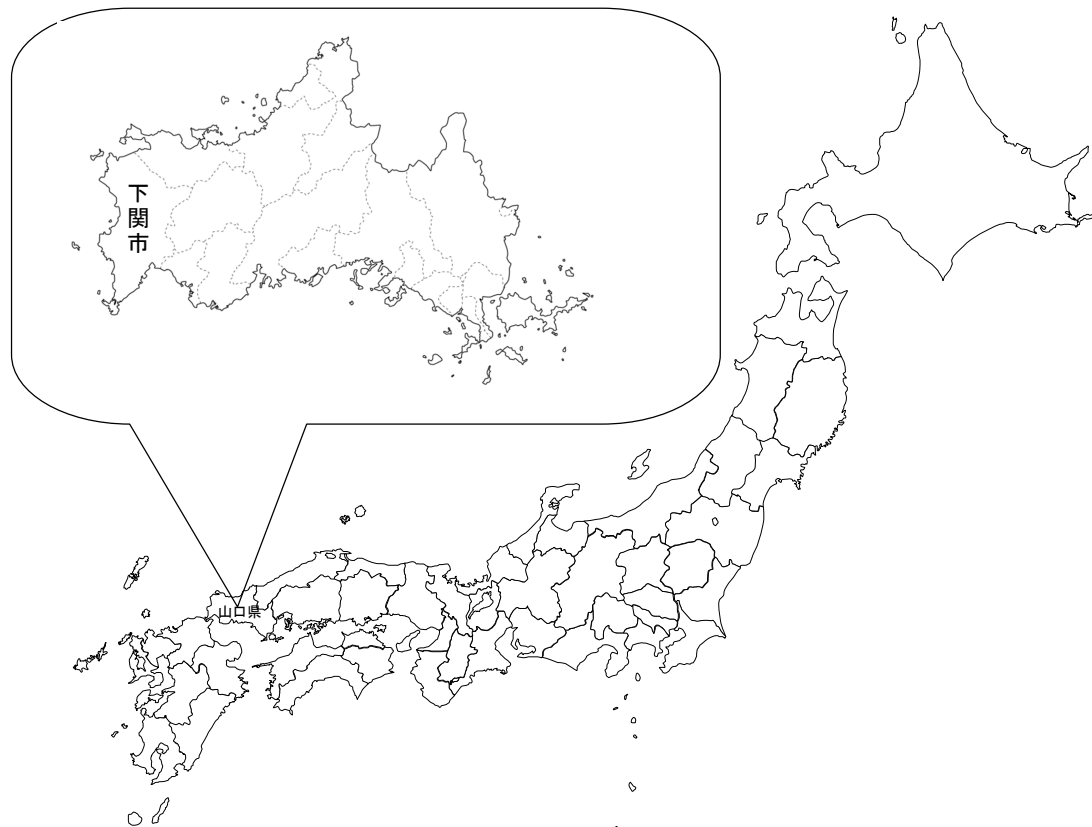
10月1日、中核市となる。

2. 地勢

面積 716.10平方^キ。

位置	東端	東経	131°10′
	西端	東経	130°46′
	南端	北緯	33°54′
	北端	北緯	34°22′

3. 下関市の位置



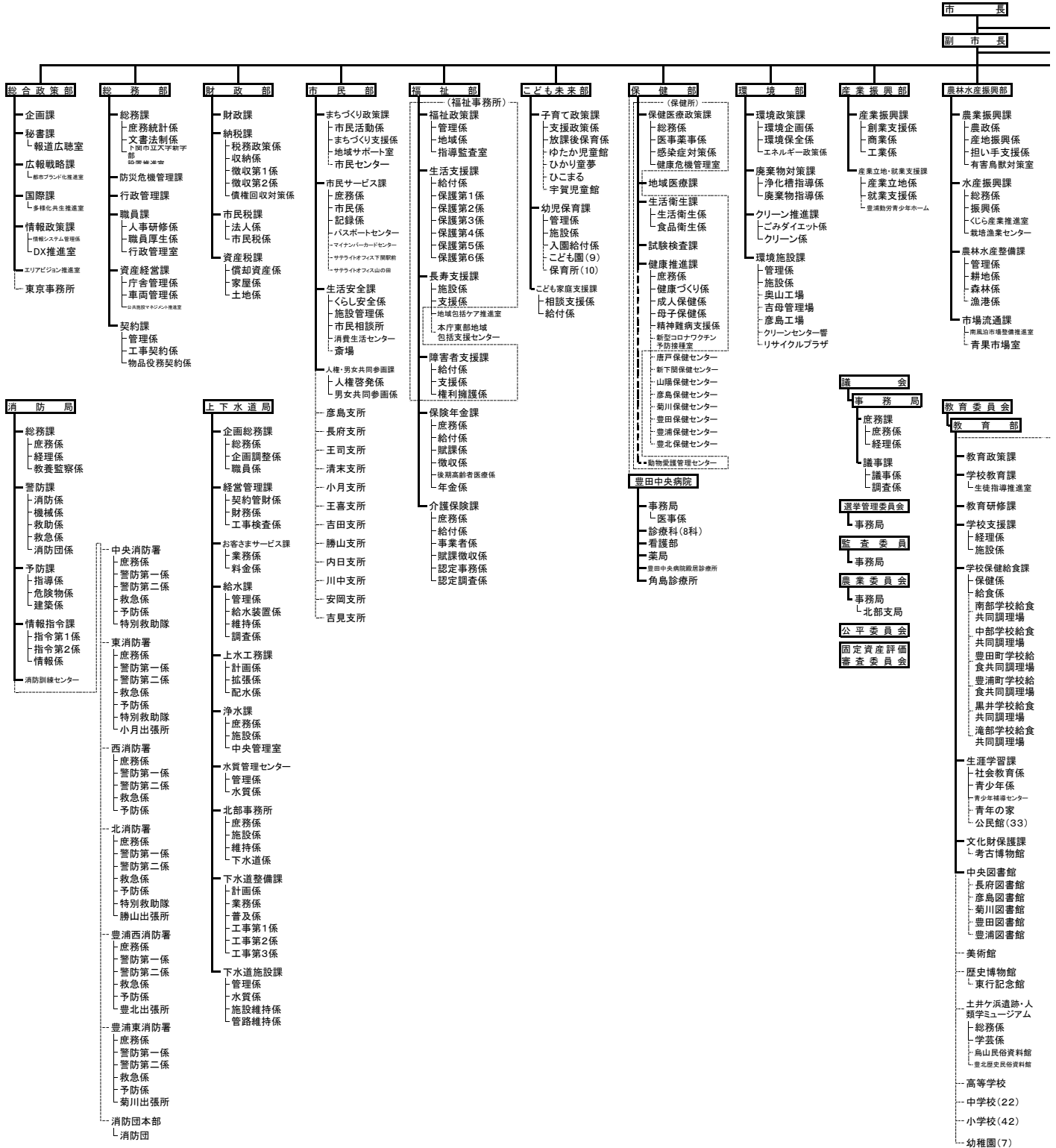
4. 人口・世帯数の推移

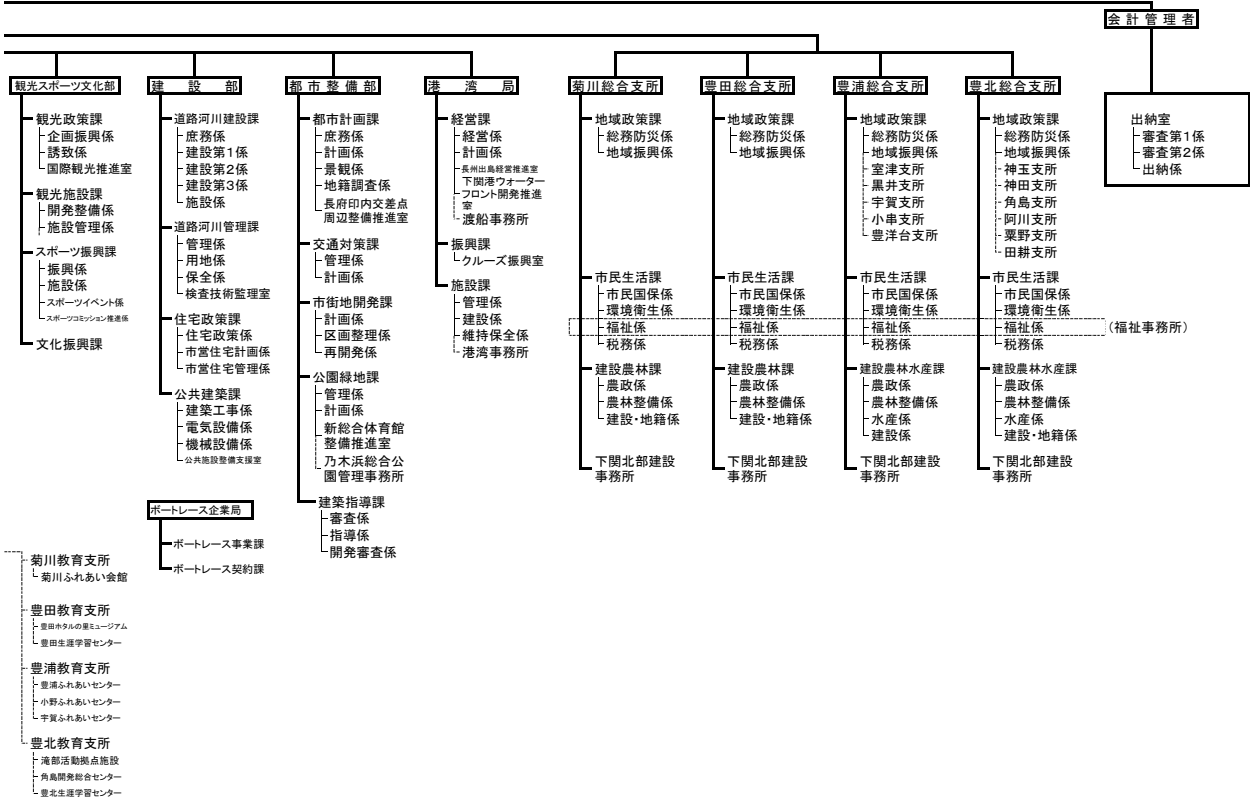
年次	面積 km ²	世帯数 世帯	人口			人口密度 人/km ²
			総数 人	男 人	女 人	
昭和30年	714.40	64,340	308,799	151,441	157,358	432.2
昭和35年	714.39	73,299	317,029	153,794	163,235	443.8
昭和40年	715.03	79,847	317,146	151,400	165,746	443.5
昭和45年	715.54	87,697	315,603	148,940	166,663	441.1
昭和50年	717.81	95,496	322,300	152,837	169,463	449.0
昭和55年	718.41	102,566	325,478	154,046	171,432	453.1
昭和60年	718.69	105,886	324,585	152,908	171,677	451.6
平成2年	715.30	109,846	315,643	147,542	168,101	441.3
平成7年	715.60	115,193	310,717	145,503	165,214	434.2
平成12年	715.79	117,744	301,097	140,890	160,207	420.6
平成17年	715.89	117,436	290,693	134,741	155,952	406.1
平成22年	716.15	118,178	280,947	130,105	150,842	392.3
平成27年	715.89	116,298	268,517	124,722	143,795	375.1
令和2年	716.10	115,817	255,051	118,683	136,368	356.2
令和4年	716.10	114,568	249,224	115,917	133,307	348.0

※ 昭和30年から令和2年までの各数値…国勢調査数値
 昭和30年から平成12年までの各数値…旧下関市、旧豊浦郡四町の合計
 令和4年の面積…国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」による数値(令和3.10.1時点)
 令和4年の世帯数、人口…推計人口に基づく数値(令和4.4.1時点)

II 下関市行政機構

1. 下関市行政組織図





2. 税務関係課職員配置状況

令和4年4月1日現在

部	課	係								計	平均 年齢	平均 経験 年数 (税務)	
			課長	主幹	課長 補佐	主査	係長	主任	主任 主事				主事
財	納 税 課	課長・課長補佐	1		1						2	54.0	13.3
		税務政策係			1		(1)	2			3(1)	48.7	8.3
		収納係			1		(1)	1	2	2	6(1)	35.0	5.4
		徴収第1係				1	(1)	4	1	6	12(1)	34.9	4.4
		徴収第2係				1	(1)	3	1	7	12(1)	32.3	3.4
		債権回収対策係				1	(1)		2		3(1)	45.7	4.8
	計		1	0	3	3	(5)	10	6	15	38(5)	37.0	5.1
政	市民 税課	課長・課長補佐	1	1							2	57.5	9.7
		法人係			1		(1)	3	1	3	8(1)	37.3	5.5
		市民税係			1		(1)	8	2	5	16(1)	34.7	4.4
	計		1	1	2	0	(2)	11	3	8	26(2)	37.2	5.1
部	資産 税課	課長・課長補佐	1		1						2	53.5	15.4
		償却資産係				1	(1)	9	1		11(1)	47.1	8.1
		家屋係					1	2	2	5	10	30.1	2.4
		土地係					1	4	1	4	10	33.8	3.5
	計		1	0	1	1	2(1)	15	4	9	33(1)	38.3	5.4
菊川 総合 支所	市民 生活 課	課長・課長補佐	1		1						2	54.0	2.0
		税務係				1	(1)	2	1		4(1)	48.3	9.1
	計		1	0	1	1	(1)	2	1	0	6(1)	50.2	6.8
豊田 総合 支所	市民 生活 課	課長・課長補佐	1	1		1					3	58.7	5.3
		税務係					1	1			2	52.5	3.0
	計		1	1	0	1	1	1	0	0	5	56.2	4.4
豊浦 総合 支所	市民 生活 課	課長・課長補佐	1	1							2	57.5	3.0
		税務係					1	4		1	6	43.7	8.2
	計		1	1	0	0	1	4	0	1	8	47.1	6.9
豊北 総合 支所	市民 生活 課	課長・課長補佐	1		1						2	58.5	5.0
		税務係			1		(1)	3			4(1)	50.5	8.3
	計		1	0	2	0	(1)	3	0	0	6(1)	53.2	7.2
合計			7	3	9	6	4(10)	46	14	33	122(10)	40.3	5.4

※ カッコ内は兼務職員数

3. 税務関係課事務分掌

部	課	係	事 務 分 掌
財 政 部	納 税 課	税務政策係	(ア) 税の予算・決算に関すること。 (イ) 税制及び税の統計・広報に関すること。 (ウ) 税の企画・調査及び総合調整に関すること。 (エ) 国有資産等所在市町村交付金に関すること。 (オ) 地方譲与税・税交付金に関すること。 (カ) 国有提供施設等所在市町村助成交付金に関すること。 (キ) 滞納処分等に対する訴訟に関すること。 (ク) 所属課の庶務及び他係の所管に属しないこと。
		収納係	(ア) 納税者の住所変更等に関すること。 (イ) 税の収納整理に関すること。 (ウ) 税の督促状の発行に関すること。 (エ) 税の過誤納金の還付及び充当に関すること。
		徴収第1係 徴収第2係	(ア) 税の滞納整理に関すること。 (イ) 税の徴収嘱託及び徴収受託に関すること。 (ウ) 税の窓口徴収に関すること。 (エ) 受託証券の整理に関すること。 (オ) 債権(債権を所管する課から移管を受けたものに限る。)の滞納整理に関すること。
		債権回収係	(ア) 税の滞納整理に関すること。 (イ) 税の徴収嘱託及び徴収受託に関すること。 (ウ) 税の窓口徴収に関すること。 (エ) 受託証券の整理に関すること。 (オ) 債権(債権を所管する課から移管を受けたものに限る。)の滞納整理に関すること。 (カ) 債権の回収に係る指導、助言、研修及び総括管理に関すること。 (キ) 下関市債権管理委員会に関すること。
	市 民 税 課	法人係	(ア) 特別徴収に係る個人の市民税の賦課に関すること。 (イ) 法人の市民税の賦課に関すること。 (ウ) 市たばこ税及び入湯税の賦課に関すること。 (エ) 税の証明に関すること。 (オ) 所属課の庶務及び他係の所管に属しないこと。
		市民税係	(ア) 普通徴収に係る個人の市民税の賦課に関すること。
	資 産 税 課	償却資産係	(ア) 償却資産の評価に関すること。 (イ) 償却資産課税台帳の閲覧に関すること。 (ウ) 償却資産に係る固定資産税の賦課に関すること。 (エ) 軽自動車税の賦課に関すること。 (オ) 所属課の庶務及び他係の所管に属しないこと。
		家屋係	(ア) 家屋の評価に関すること。 (イ) 家屋価格等縦覧帳簿の縦覧及び家屋課税台帳の閲覧に関すること。 (ウ) 家屋に係る固定資産税及び都市計画税の賦課に関すること。
		土地係	(ア) 土地の評価に関すること。 (イ) 土地価格等縦覧帳簿の縦覧及び土地課税台帳の閲覧に関すること。 (ウ) 土地に係る固定資産税及び都市計画税の賦課に関すること。 (エ) 特別土地保有税の賦課に関すること。
	総 合 支 所	市 民 生 活 課	税 務 係

Ⅲ 財 政

1. 令和3年度 一般会計決算

歳 入			歳 出		
款 (項)	決算額	構成比	款 (項)	決算額	構成比
	千円	%		千円	%
市 税	32,425,366	24.9	議 会 費	544,939	0.4
(市 民 税)	(14,367,453)	(11.0)	総 務 費	13,203,430	10.5
(固 定 資 産 税)	(14,054,167)	(10.8)	(うち徴税費)	(1,020,578)	(0.8)
(軽自動車税)	(769,989)	(0.6)	民 生 費	52,602,980	41.9
(市たばこ税)	(1,787,277)	(1.4)	衛 生 費	12,740,248	10.2
(特別土地保有税)	(371)	(0.0)	労 働 費	192,613	0.2
(入 湯 税)	(26,506)	(0.0)	農 林 水 産 業 費	3,631,582	2.9
(都 市 計 画 税)	(1,419,603)	(1.1)	商 工 費	5,424,287	4.3
地 方 譲 与 税	838,078	0.7	土 木 費	12,098,917	9.7
利 子 割 交 付 金	45,582	0.0	消 防 費	3,283,090	2.6
配 当 割 交 付 金	181,290	0.1	教 育 費	7,738,500	6.2
株式等譲渡所得割交付金	210,659	0.2	災 害 復 旧 費	179,274	0.1
法 人 事 業 税 交 付 金	519,352	0.4	公 債 費	13,812,634	11.0
地方消費税交付金	6,040,334	4.6			
ゴルフ場利用税交付金	46,265	0.0			
環境性能割交付金	72,523	0.1			
国有提供施設等 所在市助成交付金	72,319	0.1			
地方特例交付金	653,528	0.5			
地 方 交 付 税	28,320,906	21.8			
交通安全対策特別交付金	36,913	0.0			
分担金及び負担金	558,264	0.4			
使用料及び手数料	3,175,369	2.4			
国 庫 支 出 金	29,923,491	23.0			
県 支 出 金	8,833,390	6.8			
財 産 収 入	253,663	0.2			
寄 附 金	543,791	0.4			
繰 入 金	852,281	0.7			
繰 越 金	3,000,179	2.3			
諸 収 入	5,117,329	3.9			
市 債	8,460,768	6.5			
計	130,181,640	100.0	計	125,452,494	100.0

歳入歳出差引 4,729,146 千円 (翌年度繰越事業を含む。)

2. 令和4年度 一般会計当初予算

歳 入			歳 出		
款 (項)	予算額 千円	構成比 %	款 (項)	予算額 千円	構成比 %
市 税	32,818,757	27.6	議 会 費	575,860	0.5
(市 民 税)	(14,409,784)	(12.1)	総 務 費	10,809,844	9.1
(固 定 資 産 税)	(14,414,851)	(12.1)	(徴 税 費)	(1,131,137)	(1.0)
(軽 自 動 車 税)	(779,929)	(0.7)	民 生 費	46,624,348	39.2
(市 た ば こ 税)	(1,740,145)	(1.5)	衛 生 費	13,259,616	11.1
(特 別 土 地 保 有 税)	(439)	(0.0)	労 働 費	197,829	0.2
(入 湯 税)	(26,956)	(0.0)	農 林 水 産 業 費	3,988,470	3.4
(都 市 計 画 税)	(1,446,653)	(1.2)	商 工 費	5,939,632	5.0
地 方 譲 与 税	888,448	0.8	土 木 費	12,523,711	10.5
利 子 割 交 付 金	37,942	0.0	消 防 費	3,398,837	2.8
配 当 割 交 付 金	143,174	0.1	教 育 費	8,473,616	7.1
株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	187,400	0.2	災 害 復 旧 費	55,000	0.0
法 人 事 業 税 交 付 金	474,345	0.4	公 債 費	13,093,237	11.0
地 方 消 費 税 交 付 金	6,096,141	5.1	予 備 費	100,000	0.1
ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	47,824	0.0			
環 境 性 能 割 交 付 金	121,299	0.1			
国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 助 成 交 付 金	72,319	0.1			
地 方 特 例 交 付 金	116,657	0.1			
地 方 交 付 税	26,179,094	22.0			
交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	41,300	0.0			
分 担 金 及 び 負 担 金	501,002	0.4			
使 用 料 及 び 手 数 料	3,579,017	3.0			
国 庫 支 出 金	20,197,146	17.0			
県 支 出 金	9,724,708	8.2			
財 産 収 入	257,779	0.2			
寄 附 金	625,444	0.5			
繰 入 金	3,711,806	3.1			
繰 越 金	600,000	0.5			
諸 収 入	5,801,594	4.9			
市 債	6,816,804	5.7			
計	119,040,000	100.0	計	119,040,000	100.0

前年度当初予算額 110,800,000 千円

IV 市税総括

1. 令和3年度 市税決算表

款項	科 目	予 算 現 額			節(細節)	金 額
		当初予算額	補正予算額	計		
1	市 税	32,527,421,000	△ 389,262,000	32,138,159,000		
	1 市 民 税	14,106,410,000	0	14,106,410,000		
	1 個 人	12,032,085,000	0	12,032,085,000		12,032,085,000
					現年課税分	11,944,916,000
					普通徴収	
					特別徴収	
					滞納繰越分	87,169,000
	2 法 人	2,074,325,000	0	2,074,325,000		2,074,325,000
					現年課税分	2,003,273,000
					滞納繰越分	71,052,000
2	固定資産税	14,414,004,000	△ 356,826,000	14,057,178,000		14,057,178,000
	1 純固定資産税	14,264,766,000	△ 356,826,000	13,907,940,000		13,907,940,000
					現年課税分	13,558,618,000
					土地・家屋	10,323,246,000
					償 却	3,235,372,000
					滞納繰越分	349,322,000
	2 国有資産等 所在市交付金	149,238,000	0	149,238,000		149,238,000
					国有資産等 所在市交付金	149,238,000
3	軽自動車税	762,697,000	0	762,697,000		762,697,000
	1 環境性能割	21,988,000	0	21,988,000		21,988,000
					環境性能割	21,988,000
	2 種別割	740,709,000	0	740,709,000		740,709,000
					現年課税分	731,034,000
					滞納繰越分	9,675,000
4	市たばこ税	1,750,016,000	0	1,750,016,000		1,750,016,000
	1 市たばこ税	1,750,016,000	0	1,750,016,000		1,750,016,000
					現年課税分	1,750,016,000
					滞納繰越分	0
5	特別土地保有税	411,000	0	411,000		411,000
	1 特別土地保有税	411,000	0	411,000		411,000
					現年課税分	0
					滞納繰越分	411,000
6	入 湯 税	26,823,000	0	26,823,000		26,823,000
	1 入 湯 税	26,823,000	0	26,823,000		26,823,000
					現年課税分	26,776,000
					滞納繰越分	47,000
7	都市計画税	1,467,060,000	△ 32,436,000	1,434,624,000		1,434,624,000
	1 都市計画税	1,467,060,000	△ 32,436,000	1,434,624,000		1,434,624,000
					現年課税分	1,389,272,000
					滞納繰越分	45,352,000
	現 年 課 税 分	31,964,393,000	△ 389,262,000	31,575,131,000		31,575,131,000
	滞 納 繰 越 分	563,028,000	0	563,028,000		563,028,000

(単位：円)

調 定 額	収入済額 (還付未済額を含む)	不納欠損額	収入未済額	翌年度繰越額	収入歩合 (%)		還付未済額
					対予算	対調定	
33,185,290,985	32,425,366,486	98,478,386	661,446,113	670,218,107	100.9	97.7	8,771,994
14,751,355,582	14,367,452,711	52,439,519	331,463,352	337,543,492	101.9	97.4	6,080,140
12,150,622,447	11,808,829,775	47,451,921	294,340,751	299,420,391	98.1	97.2	5,079,640
11,814,599,244	11,729,329,568	24,174	85,245,502	90,304,642	98.2	99.3	5,059,140
2,080,050,200	2,001,777,579	24,174	78,248,447	80,159,047		96.2	1,910,600
9,734,549,044	9,727,551,989		6,997,055	10,145,595		99.9	3,148,540
336,023,203	79,500,207	47,427,747	209,095,249	209,115,749	91.2	23.7	20,500
2,600,733,135	2,558,622,936	4,987,598	37,122,601	38,123,101	123.3	98.4	1,000,500
2,532,085,800	2,523,485,481	1,126,800	7,473,519	8,474,019	126.0	99.7	1,000,500
68,647,335	35,137,455	3,860,798	29,649,082	29,649,082	49.5	51.2	0
14,350,879,481	14,054,167,228	36,998,140	259,714,113	261,904,261	100.0	97.9	2,190,148
14,201,641,181	13,904,928,928	36,998,140	259,714,113	261,904,261	100.0	97.9	2,190,148
13,662,494,704	13,565,614,164	6,867,019	90,013,521	91,439,865	100.1	99.3	1,426,344
10,422,152,074	10,348,248,754	5,238,364	68,664,956	69,753,013	100.2	99.3	1,088,057
3,240,342,630	3,217,365,410	1,628,655	21,348,565	21,686,852	99.4	99.3	338,287
539,146,477	339,314,764	30,131,121	169,700,592	170,464,396	97.1	62.9	763,804
149,238,300	149,238,300	0	0	0	100.0	100.0	0
149,238,300	149,238,300	0	0	0	100.0	100.0	0
811,385,458	769,989,323	4,857,588	36,538,547	36,813,681	101.0	94.9	275,134
27,138,500	27,138,500	0	0	0	123.4	100.0	0
27,138,500	27,138,500	0	0	0	123.4	100.0	0
784,246,958	742,850,823	4,857,588	36,538,547	36,813,681	100.3	94.7	275,134
745,240,300	733,873,443	54,600	11,312,257	11,549,957	100.4	98.5	237,700
39,006,658	8,977,380	4,802,988	25,226,290	25,263,724	92.8	23.0	37,434
1,787,313,913	1,787,277,181	0	36,732	36,732	102.1	100.0	0
1,787,313,913	1,787,277,181	0	36,732	36,732	102.1	100.0	0
1,787,277,181	1,787,277,181	0	0	0	102.1	100.0	0
36,732	0	0	36,732	36,732	-	0.0	0
6,969,026	370,967	0	6,598,059	6,598,059	90.3	5.3	0
6,969,026	370,967	0	6,598,059	6,598,059	90.3	5.3	0
0	0	0	0	0	-	-	0
6,969,026	370,967	0	6,598,059	6,598,059	90.3	5.3	0
26,835,480	26,506,350	310,380	18,750	18,750	98.8	98.8	0
26,835,480	26,506,350	310,380	18,750	18,750	98.8	98.8	0
26,525,100	26,506,350	0	18,750	18,750	99.0	99.9	0
310,380	0	310,380	0	0	0.0	0.0	0
1,450,552,045	1,419,602,726	3,872,759	27,076,560	27,303,132	99.0	97.9	226,572
1,450,552,045	1,419,602,726	3,872,759	27,076,560	27,303,132	99.0	97.9	226,572
1,393,465,532	1,383,584,489	700,381	9,180,662	9,326,138	99.6	99.3	145,476
57,086,513	36,018,237	3,172,378	17,895,898	17,976,994	79.4	63.1	81,096
32,138,064,661	31,926,047,476	8,772,974	203,244,211	211,113,371	101.1	99.3	7,869,160
1,047,226,324	499,319,010	89,705,412	458,201,902	459,104,736	88.7	47.7	902,834

2. 令和3年度 市税外歳入決算表 (税関係のみ)

科 目		予 算 現 額					
款	項	目	当初予算額	補正予算額	計	節(細節)	金額
3		地方譲与税	776,730,000	0	776,730,000		776,730,000
	1	地方揮発油譲与税	170,295,000	0	170,295,000		170,295,000
		1 地方揮発油譲与税	170,295,000	0	170,295,000		170,295,000
						地方揮発油譲与税	170,295,000
	2	自動車重量譲与税	521,415,000	0	521,415,000		521,415,000
		1 自動車重量譲与税	521,415,000	0	521,415,000		521,415,000
						自動車重量譲与税	521,415,000
	3	地方道路譲与税	0	0	0		0
		1 地方道路譲与税	0	0	0		0
						地方道路譲与税	0
	5	特別とん譲与税	23,164,000	0	23,164,000		23,164,000
		1 特別とん譲与税	23,164,000	0	23,164,000		23,164,000
						特別とん譲与税	23,164,000
	9	森林環境譲与税	61,856,000	0	61,856,000		61,856,000
		1 森林環境譲与税	61,856,000	0	61,856,000		61,856,000
						森林環境譲与税	61,856,000
6		利子割交付金	42,632,000	0	42,632,000		42,632,000
	6	利子割交付金	42,632,000	0	42,632,000		42,632,000
		6 利子割交付金	42,632,000	0	42,632,000		42,632,000
						利子割交付金	42,632,000
7		配当割交付金	121,285,000	0	121,285,000		121,285,000
	7	配当割交付金	121,285,000	0	121,285,000		121,285,000
		7 配当割交付金	121,285,000	0	121,285,000		121,285,000
						配当割交付金	121,285,000
8		株式等譲渡所得割交付金	72,448,000	0	72,448,000		72,448,000
	8	株式等譲渡所得割交付金	72,448,000	0	72,448,000		72,448,000
		8 株式等譲渡所得割交付金	72,448,000	0	72,448,000		72,448,000
						株式等譲渡所得割交付金	72,448,000
9		法人事業税交付金	317,073,000	0	317,073,000		317,073,000
	9	法人事業税交付金	317,073,000	0	317,073,000		317,073,000
		9 法人事業税交付金	317,073,000	0	317,073,000		317,073,000
						法人事業税金交付	317,073,000
10		地方消費税交付金	5,652,951,000	0	5,652,951,000		5,652,951,000
	10	地方消費税交付金	5,652,951,000	0	5,652,951,000		5,652,951,000
		10 地方消費税交付金	5,652,951,000	0	5,652,951,000		5,652,951,000
						地方消費税交付	5,652,951,000

(単位：円)

調 定 額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	翌年度繰越額	収入歩合 (%)		還付未済額
					対予算	対調定	
838,078,336	838,078,336	0	0	0	107.9	100.0	0
193,662,000	193,662,000	0	0	0	113.7	100.0	0
193,662,000	193,662,000	0	0	0	113.7	100.0	0
193,662,000	193,662,000	0	0	0	113.7	100.0	0
553,708,000	553,708,000	0	0	0	106.2	100.0	0
553,708,000	553,708,000	0	0	0	106.2	100.0	0
553,708,000	553,708,000	0	0	0	106.2	100.0	0
2	2	0	0	0	-	100.0	0
2	2	0	0	0	-	100.0	0
2	2	0	0	0	-	100.0	0
31,445,334	31,445,334	0	0	0	135.8	100.0	0
31,445,334	31,445,334	0	0	0	135.8	100.0	0
31,445,334	31,445,334	0	0	0	135.8	100.0	0
59,263,000	59,263,000	0	0	0	95.8	100.0	0
59,263,000	59,263,000	0	0	0	95.8	100.0	0
59,263,000	59,263,000	0	0	0	95.8	100.0	0
45,582,000	45,582,000	0	0	0	106.9	100.0	0
45,582,000	45,582,000	0	0	0	106.9	100.0	0
45,582,000	45,582,000	0	0	0	106.9	100.0	0
45,582,000	45,582,000	0	0	0	106.9	100.0	0
181,290,000	181,290,000	0	0	0	149.5	100.0	0
181,290,000	181,290,000	0	0	0	149.5	100.0	0
181,290,000	181,290,000	0	0	0	149.5	100.0	0
181,290,000	181,290,000	0	0	0	149.5	100.0	0
210,659,000	210,659,000	0	0	0	290.8	100.0	0
210,659,000	210,659,000	0	0	0	290.8	100.0	0
210,659,000	210,659,000	0	0	0	290.8	100.0	0
210,659,000	210,659,000	0	0	0	290.8	100.0	0
519,352,000	519,352,000	0	0	0	163.8	100.0	0
519,352,000	519,352,000	0	0	0	163.8	100.0	0
519,352,000	519,352,000	0	0	0	163.8	100.0	0
519,352,000	519,352,000	0	0	0	163.8	100.0	0
6,040,334,000	6,040,334,000	0	0	0	106.9	100.0	0
6,040,334,000	6,040,334,000	0	0	0	106.9	100.0	0
6,040,334,000	6,040,334,000	0	0	0	106.9	100.0	0
6,040,334,000	6,040,334,000	0	0	0	106.9	100.0	0

→ (次ページに続く)

科 目		予 算 現 額				
款 項	目	当初予算額	補正予算額	計	節(細節)	金 額
1 2	ゴルフ場利用税交付金	36,977,000	0	36,977,000		36,977,000
1 2	ゴルフ場利用税交付金	36,977,000	0	36,977,000		36,977,000
1 2	ゴルフ場利用税交付金	36,977,000	0	36,977,000		36,977,000
					ゴルフ場利用税交付金	36,977,000
1 9	環境性能割交付金	63,201,000	0	63,201,000		63,201,000
1 9	環境性能割交付金	63,201,000	0	63,201,000		63,201,000
1 9	環境性能割交付金	63,201,000	0	63,201,000		63,201,000
					環境性能割交付金	63,201,000
2 1	国有提供施設等所在市助成交付金	73,951,000	0	73,951,000		73,951,000
2 1	国有提供施設等所在市助成交付金	73,951,000	0	73,951,000		73,951,000
2 1	国有提供施設等所在市助成交付金	73,951,000	0	73,951,000		73,951,000
					国有提供施設等所在市助成交付金	73,951,000
3 3	使用料及び手数料	23,309,000	0	23,309,000		23,309,000
5	手数料	23,309,000	0	23,309,000		23,309,000
5	総務手数料	23,309,000	0	23,309,000		23,309,000
					総務手数料	23,309,000
3 6	国庫支出金	24,900,000	0	24,900,000		24,900,000
5	国庫補助金	24,900,000	0	24,900,000		24,900,000
5	総務費国庫補助金	24,900,000	0	24,900,000		24,900,000
					徴税補助金	24,900,000
3 9	県支出金	391,313,000	0	391,313,000		391,313,000
1 0	委託金	391,313,000	0	391,313,000		391,313,000
5	総務費委託金	391,313,000	0	391,313,000		391,313,000
					徴税費委託金	391,313,000
5 4	諸収入	81,954,000	0	81,954,000		81,954,000
1	延滞金、加算金及び過料	76,450,000	0	76,450,000		76,450,000
1	延滞金	76,450,000	0	76,450,000		76,450,000
					延滞金	76,450,000
3	加算金	0	0	0		0
					加算金	0
2 5	雑入	5,504,000	0	5,504,000		5,504,000
1	滞納処分費	5,258,000	0	5,258,000		5,258,000
					滞納処分費	5,258,000
3	弁償金	20,000	0	20,000		20,000
					弁償金	20,000
1 0	雑入	226,000	0	226,000		226,000
					雑入	226,000

→ (前ページからの続き)

(単位：円)

調 定 額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	翌年度繰越額	収入歩合 (%)		還付未済額
					対予算	対調定	
46,265,187	46,265,187	0	0	0	125.1	100.0	0
46,265,187	46,265,187	0	0	0	125.1	100.0	0
46,265,187	46,265,187	0	0	0	125.1	100.0	0
46,265,187	46,265,187	0	0	0	125.1	100.0	0
72,523,000	72,523,000	0	0	0	114.7	100.0	0
72,523,000	72,523,000	0	0	0	114.7	100.0	0
72,523,000	72,523,000	0	0	0	114.7	100.0	0
72,523,000	72,523,000	0	0	0	114.7	100.0	0
72,319,000	72,319,000	0	0	0	97.8	100.0	0
72,319,000	72,319,000	0	0	0	97.8	100.0	0
72,319,000	72,319,000	0	0	0	97.8	100.0	0
72,319,000	72,319,000	0	0	0	97.8	100.0	0
19,749,854	19,749,854	0	0	0	84.7	100.0	0
19,749,854	19,749,854	0	0	0	84.7	100.0	0
19,749,854	19,749,854	0	0	0	84.7	100.0	0
19,749,854	19,749,854	0	0	0	84.7	100.0	0
16,247,000	16,247,000	0	0	0	65.2	100.0	0
16,247,000	16,247,000	0	0	0	65.2	100.0	0
16,247,000	16,247,000	0	0	0	65.2	100.0	0
16,247,000	16,247,000	0	0	0	65.2	100.0	0
390,360,952	390,360,952	0	0	0	99.8	100.0	0
390,360,952	390,360,952	0	0	0	99.8	100.0	0
390,360,952	390,360,952	0	0	0	99.8	100.0	0
390,360,952	390,360,952	0	0	0	99.8	100.0	0
251,662,168	60,647,422	0	191,014,746	191,014,746	74.0	24.1	0
251,595,018	60,580,272	0	191,014,746	191,014,746	79.2	24.1	0
251,054,818	60,580,272	0	190,474,546	190,474,546	79.2	24.1	0
251,054,818	60,580,272	0	190,474,546	190,474,546	79.2	24.1	0
540,200	0	0	540,200	540,200	-	0.0	0
540,200	0	0	540,200	540,200	-	0.0	0
67,150	67,150	0	0	0	1.2	100.0	0
0	0	0	0	0	0.0	-	0
0	0	0	0	0	0.0	-	0
16,100	16,100	0	0	0	80.5	100.0	0
16,100	16,100	0	0	0	80.5	100.0	0
51,050	51,050	0	0	0	22.6	100.0	0
51,050	51,050	0	0	0	22.6	100.0	0

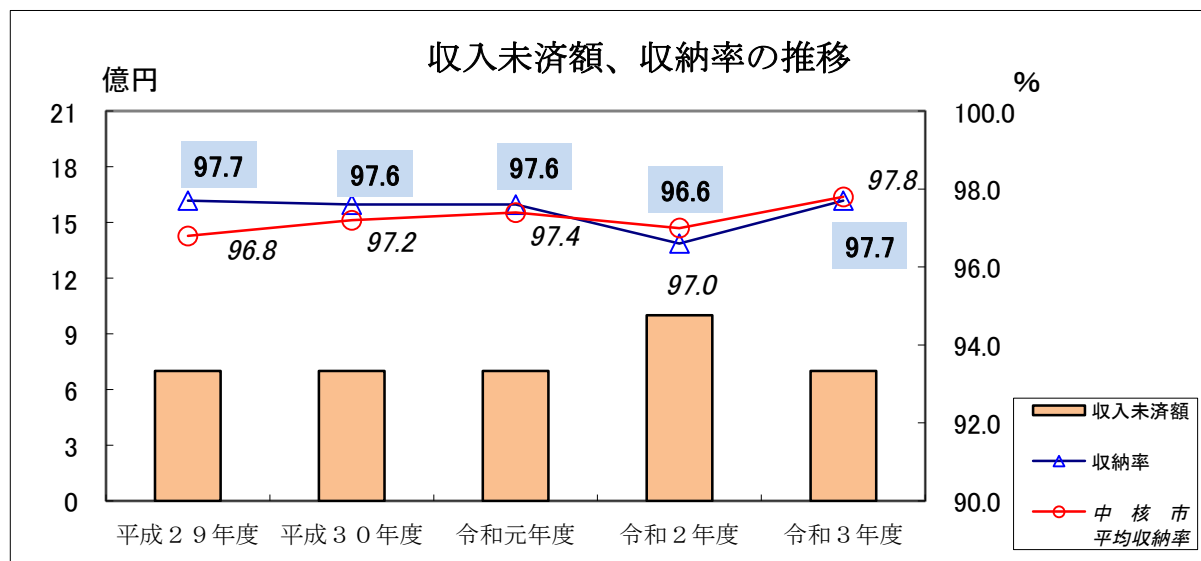
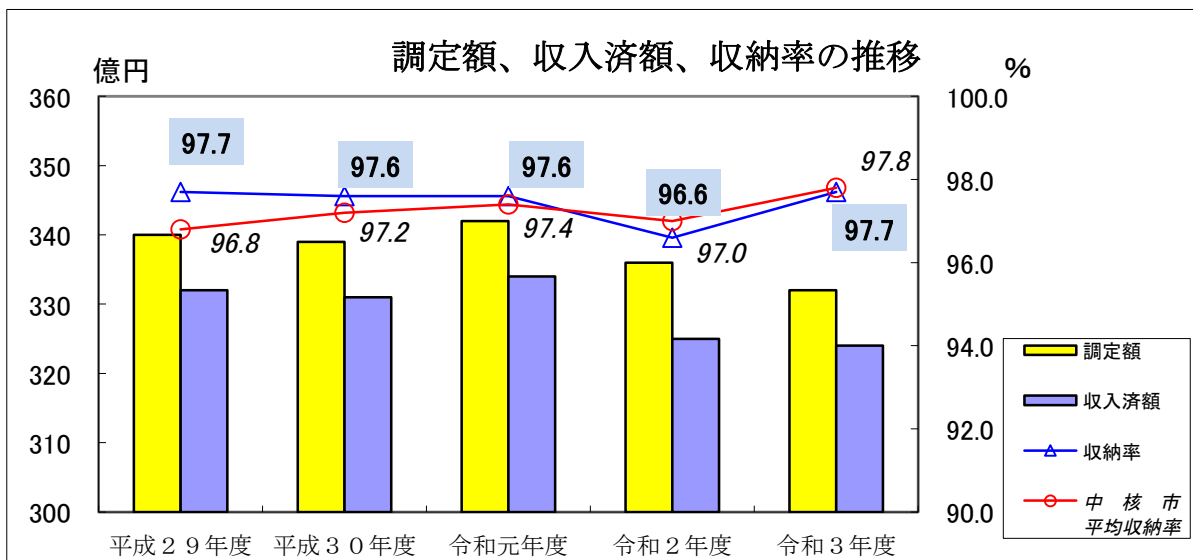
3. 年度別税目別決算額

税目区分	平成 29 年度			平成 30 年度				令和元年度			
	調定額	収入済額	収納率	調定額	収入済額	収納率	収入 対前年比	調定額	収入済額	収納率	収入 対前年比
	千円	千円	%	千円	千円	%	%	千円	千円	%	%
市 税	33,991,576	33,211,473	97.7	33,903,487	33,085,350	97.6	99.6	34,191,806	33,373,175	97.6	100.9
市 民 税	15,535,976	15,176,312	97.7	15,693,628	15,308,912	97.5	100.9	15,736,186	15,342,325	97.5	100.2
個 人	12,315,665	11,978,168	97.3	12,440,270	12,075,244	97.1	100.8	12,504,041	12,142,226	97.1	100.6
現年課税分	11,966,495	11,867,693	99.2	12,119,772	11,982,725	98.9	101.0	12,163,018	12,053,407	99.1	100.6
滞納繰越分	349,170	110,475	31.6	320,498	92,519	28.9	83.7	341,023	88,819	26.0	96.0
法 人	3,220,311	3,198,144	99.3	3,253,358	3,233,668	99.4	101.1	3,232,145	3,200,099	99.0	99.0
現年課税分	3,200,921	3,194,738	99.8	3,236,550	3,231,092	99.8	101.1	3,212,601	3,196,753	99.5	98.9
滞納繰越分	19,390	3,406	17.6	16,808	2,576	15.3	75.6	19,544	3,346	17.1	129.9
固定資産税	14,380,641	14,061,530	97.8	14,183,229	13,851,040	97.7	98.5	14,385,259	14,059,194	97.7	101.5
固定資産税	14,222,177	13,903,066	97.8	14,026,294	13,694,105	97.6	98.5	14,229,785	13,903,720	97.7	101.5
現年課税分	13,913,950	13,819,375	99.3	13,736,872	13,629,435	99.2	98.6	13,943,021	13,833,554	99.2	101.5
滞納繰越分	308,227	83,691	27.2	289,422	64,670	22.3	77.3	286,764	70,166	24.5	108.5
国有資産等所在 市町村交付金	158,464	158,464	100.0	156,935	156,935	100.0	99.0	155,474	155,474	100.0	99.1
軽自動車税	715,005	664,336	92.9	738,176	685,980	92.9	103.3	762,858	709,903	93.1	103.5
現年課税分	670,576	652,617	97.3	690,861	674,160	97.6	103.3	715,442	698,665	97.7	103.6
滞納繰越分	44,429	11,719	26.4	47,315	11,820	25.0	100.9	47,416	11,238	23.7	95.1
環境性能割	-	-	-	-	-	-	-	7,008	7,008	100.0	-
種別割	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
現年課税分	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
滞納繰越分	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
市たばこ税	1,838,920	1,838,915	100.0	1,794,699	1,794,701	100.0	97.6	1,802,135	1,802,135	100.0	100.4
現年課税分	1,838,920	1,838,915	100.0	1,794,694	1,794,696	100.0	97.6	1,802,132	1,802,132	100.0	100.4
滞納繰越分	0	0	-	5	5	100.0	-	3	3	100.0	60.0
特別土地保有税	8,782	449	5.1	8,333	450	5.4	100.2	7,882	465	5.9	103.3
現年課税分	0	0	-	0	0	-	-	0	0	-	-
滞納繰越分	8,782	449	5.1	8,333	450	5.4	100.2	7,882	465	5.9	103.3
入湯税	29,827	29,484	98.9	29,305	28,947	98.8	98.2	30,528	30,163	98.8	104.2
現年課税分	29,412	29,380	99.9	28,963	28,915	99.8	98.4	30,170	30,116	99.8	104.2
滞納繰越分	415	104	25.1	342	32	9.4	30.8	358	47	13.1	146.9
都市計画税	1,482,425	1,440,447	97.2	1,456,117	1,415,320	97.2	98.3	1,466,958	1,428,990	97.4	101.0
現年課税分	1,441,460	1,429,284	99.2	1,418,003	1,406,912	99.2	98.4	1,431,493	1,420,254	99.2	100.9
滞納繰越分	40,965	11,163	27.3	38,114	8,408	22.1	75.3	35,465	8,736	24.6	103.9
現年課税分	33,220,198	32,990,466	99.3	33,182,650	32,904,870	99.2	99.7	33,453,351	33,190,355	99.2	100.9
滞納繰越分	771,378	221,007	28.7	720,837	180,480	25.0	81.7	738,455	182,820	24.8	101.3

令和2年度				令和3年度			
調定額	収入済額	収納率	収入 対前年比	調定額	収入済額	収納率	収入 対前年比
千円	千円	%	%	千円	千円	%	%
33,632,198	32,488,143	96.6	97.3	33,185,291	32,425,366	97.7	99.8
15,023,253	14,586,583	97.1	95.1	14,751,355	14,367,453	97.4	98.5
12,460,299	12,105,172	97.1	99.7	12,150,622	11,808,830	97.2	97.6
12,124,978	12,015,369	99.1	99.7	11,814,599	11,729,330	99.3	97.6
335,321	89,803	26.8	101.1	336,023	79,500	23.7	88.5
2,562,954	2,481,411	96.8	77.5	2,600,733	2,558,623	98.4	103.1
2,536,110	2,477,961	97.7	77.5	2,532,086	2,523,486	99.7	101.8
26,844	3,450	12.9	103.1	68,647	35,137	51.2	1,018.5
14,607,421	14,018,170	96.0	99.7	14,350,879	14,054,167	97.9	100.3
14,453,626	13,864,375	95.9	99.7	14,201,641	13,904,929	97.9	100.3
14,161,980	13,783,055	97.3	99.6	13,662,495	13,565,614	99.3	98.4
291,646	81,320	27.9	115.9	539,146	339,315	62.9	417.3
153,795	153,795	100.0	98.9	149,238	149,238	100.0	97.0
799,678	751,733	94.0	105.9	811,386	769,989	94.9	102.4
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
23,828	23,828	100.0	340.0	27,139	27,139	100.0	113.9
775,850	727,905	93.8	-	784,247	742,850	94.7	102.1
727,491	715,187	98.3	-	745,240	733,873	98.5	102.6
48,359	12,718	26.3	-	39,007	8,977	23.0	70.6
1,695,903	1,695,866	100.0	94.1	1,787,314	1,787,277	100.0	105.4
1,695,903	1,695,866	100.0	94.1	1,787,277	1,787,277	100.0	105.4
0	0	-	0.0	37	0	0.0	-
7,417	448	6.0	96.3	6,969	371	5.3	82.8
0	0	-	-	0	0	-	-
7,417	448	6.0	96.3	6,969	371	5.3	82.8
20,366	20,055	98.5	66.5	26,835	26,506	98.8	132.2
20,000	20,000	100.0	66.4	26,525	26,506	99.9	132.5
366	55	15.0	117.0	310	0	0.0	0.0
1,478,160	1,415,288	95.7	99.0	1,450,553	1,419,603	97.9	100.3
1,444,497	1,405,847	97.3	99.0	1,393,466	1,383,584	99.3	98.4
33,663	9,441	28.0	108.1	57,087	36,019	63.1	381.5
32,888,582	32,290,908	98.2	97.3	32,138,065	31,926,047	99.3	98.9
743,616	197,235	26.5	107.9	1,047,226	499,319	47.7	253.2

4. 市税の推移

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
調定額	億円 340	億円 339	億円 342	億円 336	億円 332
収入済額	332	331	334	325	324
不納欠損額	1	1	1	1	1
収入未済額	7	7	7	10	7
収納率	% 97.7	% 97.6	% 97.6	% 96.6	% 97.7
中核市平均収納率	96.8	97.2	97.4	97.0	97.8



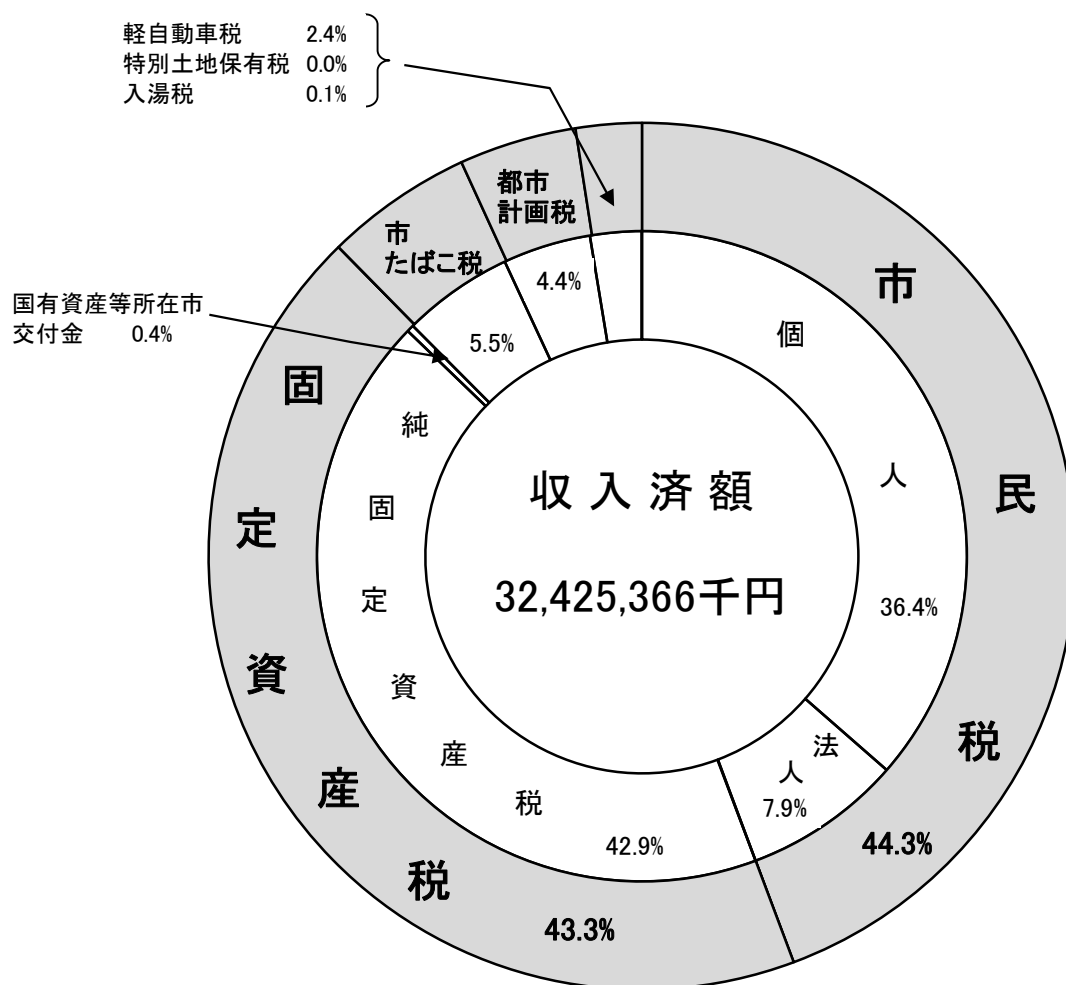
5. 年度別市税外歳入収入済額 (税関係のみ)

(単位：千円)

科目	年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
地方譲与税		773,701	777,457	805,858	826,086	838,078
地方揮発油譲与税		214,852	216,213	192,036	188,036	193,662
自動車重量譲与税		526,628	532,608	553,039	547,077	553,708
地方道路譲与税		0	0	0	0	0
特別とん譲与税		32,221	28,636	31,677	29,121	31,445
森林環境譲与税		—	—	29,106	61,852	59,263
利子割交付金		86,970	85,957	48,660	55,922	45,582
配当割交付金		159,962	122,070	140,713	121,570	181,290
株式等譲渡所得割交付金		170,010	110,679	72,033	137,176	210,659
法人事業税交付金		—	—	—	268,522	519,352
地方消費税交付金		4,632,370	4,834,751	4,573,235	5,579,520	6,040,334
ゴルフ場利用税金交付		52,993	44,638	42,920	38,432	46,265
自動車取得税交付金		240,643	258,008	136,398	—	—
環境性能割交付金		—	—	40,320	78,083	72,523
国有提供施設等所在市助成交付金		78,899	74,323	74,323	73,951	72,319
総務手数料		26,528	23,383	22,049	19,266	19,750
督促手数料		6,551	6,021	5,913	5,649	5,075
証明手数料等		19,977	17,362	16,136	13,617	14,675
徴税費委託金		390,251	392,896	391,277	390,905	390,361
諸収入		94,962	97,376	67,843	75,794	60,647
延滞金、加算金料及び		94,108	96,833	67,233	75,098	60,580
延滞金		69,108	91,167	67,233	75,098	60,580
加算金		25,000	5,666	0	0	0
雑収入		854	543	610	696	67
滞納処分費		444	460	363	616	0
弁償金		18	15	13	16	16
雑収入		392	68	234	64	51

6. 令和3年度 市税決算額構成

税目	調定額	構成比	収入済額	構成比	収納率
	千円	%	千円	%	%
市 民 税	14,751,355	44.5	14,367,453	44.3	97.4
個 人	12,150,622	36.6	11,808,830	36.4	97.2
法 人	2,600,733	7.9	2,558,623	7.9	98.4
固 定 資 産 税	14,350,879	43.2	14,054,167	43.3	97.9
純 固 定 資 産 税	14,201,641	42.8	13,904,929	42.9	97.9
国有資産等所在市交付金	149,238	0.4	149,238	0.4	100.0
軽 自 動 車 税	811,386	2.4	769,989	2.4	94.9
市 た ば こ 税	1,787,314	5.4	1,787,277	5.5	100.0
特 別 土 地 保 有 税	6,969	0.0	371	0.0	5.3
入 湯 税	26,835	0.1	26,506	0.1	98.8
都 市 計 画 税	1,450,553	4.4	1,419,603	4.4	97.9
合 計	33,185,291	100.0	32,425,366	100.0	97.7



7. 年度別市税負担状況調（決算）

区 分 \ 年 度		令和元年度		令和2年度		令和3年度	
		金 額	前年 対比	金 額	前年 対比	金 額	前年 対比
		千円	%	千円	%	千円	%
予 算 額		33,188,265	—	32,346,874	97.5	32,138,159	99.4
調 定 額		34,191,806	—	33,632,198	98.4	33,185,291	98.7
収 入 額		33,373,175	—	32,488,143	97.3	32,425,366	99.8
不 納 欠 損 額		65,960	—	82,402	124.9	98,478	119.5
収納率	対予算	100.6 %		100.4 %		100.9 %	
	対調定	97.6 %		96.6 %		97.7 %	
指数 令和元年度を100として	予算額	100.0		97.5		96.8	
	調定額	100.0		98.4		97.1	
	収入額	100.0		97.3		97.2	
人口 1月1日現在		259,208 人		256,532 人		254,364 人	
世 帯 数		116,049 世帯		116,133 世帯		115,588 世帯	
1 世帯あたり人口		2.2 人		2.2 人		2.2 人	
1 人 当 たり 負 担 額	予算額	128 千円		126 千円		126 千円	
	調定額	132 千円		131 千円		130 千円	
	収入額	129 千円		127 千円		127 千円	
1 世 帯 当 たり 負 担 額	予算額	286 千円		279 千円		278 千円	
	調定額	295 千円		290 千円		287 千円	
	収入額	288 千円		280 千円		281 千円	
税 務 職 員 1 人 当 たり 人 口 等	職員数	123 人		124 人		122 人	
	1人あたり 人口	2,107 人		2,069 人		2,085 人	
	1人あたり 世帯数	943 世帯		937 世帯		947 世帯	
税 務 職 員 1 人 当 たり 賦 課 額 等	予算額	269,823 千円		260,862 千円		263,428 千円	
	調定額	277,982 千円		271,227 千円		272,011 千円	
	収入額	271,327 千円		262,001 千円		265,782 千円	

※ 人口及び世帯数は推計人口・世帯数の数値

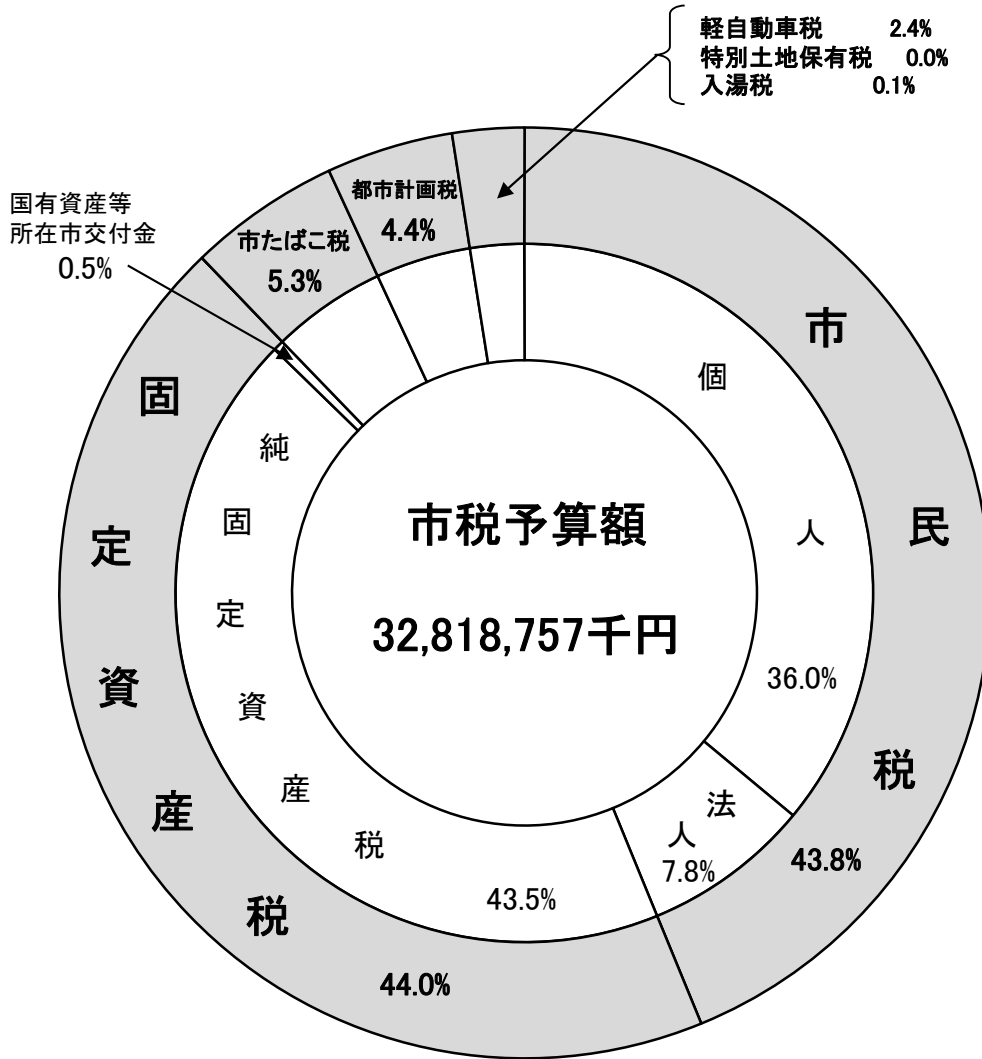
8. 市税の徴税費に関する調

(単位：千円)

区 分		年 度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
税収入額	1 市 税		33,373,175	32,488,143	32,425,366
	2 個人 の 県 民 税		8,050,260	8,025,839	7,828,674
	3 合 計		41,423,435	40,513,982	40,254,040
徴 税	人件費	4 基 本 給	399,305	400,992	396,102
		5 諸 手 当	241,731	234,210	229,463
		(イ) 時 間 外 勤 務 手 当	37,471	31,804	32,174
		(ロ) 税 務 手 当	4,764	4,821	4,757
		(ハ) そ の 他 の 手 当	199,496	197,585	192,532
		6 そ の 他	155,195	161,069	157,464
		7 小 計	796,231	796,271	783,029
税	物件費	8 旅 費	1,797	336	295
		9 賃 金	5,479		
		10 そ の 他	292,639	252,949	228,809
		11 小 計	299,915	253,285	229,104
費	報奨金及びこれに類する経費	12 納 期 前 納 付 の 報 奨 金			
		13 納 税 貯 蓄 組 合 補 助 金			
		14 納 税 奨 励 金			
		15 そ の 他	77	65	64
		16 小 計	77	65	64
		17 そ の 他	7,630	7,189	8,451
	18 合 計	1,103,853	1,056,810	1,020,648	
県民税徴収取扱費	19 納税通知書を基準にした金額				
	20 徴収額を基準にした金額				
	21 納税義務者数を基準にした金額	391,277	390,905	390,361	
	22 報奨金の額に相当する金額				
	23 合 計	391,277	390,905	390,361	
24	純市税徴収費用 (18-23)	712,576	665,905	630,287	
税金に対する徴税費用の割合	25 市税・県民税に対する割合 (18/3)	2.7%	2.6%	2.5%	
	26 市税に対する割合 (24/1)	2.1%	2.0%	1.9%	
徴税職員数	徴 税 職 員	123人	124人	122人	
	臨 時 職 員	10人	10人	10人	
	27 合 計	133人	134人	132人	
職員1人当たりの人件費(7/27)		5,987	5,942	5,932	

9. 令和4年度 市税予算額構成

税目	区分	調定見込額 (A)	予 算 額 (B)	計上率 $\frac{(B)}{(A)}$	(B)の構成比	(A)の構成比
		千円	千円	%	%	%
市 民 税		14,798,212	14,409,784	97.4	43.8	44.1
	個 人	12,173,259	11,841,202	97.3	36.0	36.2
	現年課税分	11,868,721	11,761,901	99.1	35.8	35.3
	滞納繰越分	304,538	79,301	26.0	0.2	0.9
	法 人	2,624,953	2,568,582	97.9	7.8	7.9
	現年課税分	2,572,146	2,559,542	99.5	7.8	7.7
	滞納繰越分	52,807	9,040	17.1	0.0	0.2
固 定 資 産 税		14,710,243	14,414,851	98.0	44.0	43.9
	固 定 資 産 税	14,555,855	14,260,463	98.0	43.5	43.4
	現年課税分	14,299,181	14,197,655	99.3	43.3	42.6
	滞納繰越分	256,674	62,808	24.5	0.2	0.8
	国 有 資 産 等 所 在 市 交 付 金	154,388	154,388	100.0	0.5	0.5
軽 自 動 車 税		831,910	779,929	93.8	2.4	2.5
	環 境 性 能 割	22,135	22,135	100.0	0.1	0.1
	種 別 割	809,775	757,794	93.6	2.3	2.4
	現年課税分	765,425	747,284	97.6	2.3	2.3
	滞納繰越分	44,350	10,510	23.7	0.0	0.1
市 た ば こ 税		1,740,145	1,740,145	100.0	5.3	5.2
特 別 土 地 保 有 税		6,528	439	6.7	0.0	0.1
	現年課税分	0	0	-	0.0	0.0
	滞納繰越分	6,528	439	6.7	0.0	0.1
入 湯 税		27,212	26,956	99.1	0.1	0.1
	現年課税分	26,974	26,925	99.8	0.1	0.1
	滞納繰越分	238	31	13.0	0.0	0.0
都 市 計 画 税		1,477,263	1,446,653	97.9	4.4	4.4
	現年課税分	1,450,314	1,440,016	99.3	4.4	4.3
	滞納繰越分	26,949	6,637	24.6	0.0	0.1
市 税		33,591,513	32,818,757	97.7	100.0	100.0
	現年課税分	32,899,429	32,649,991	99.2	99.5	98.0
	滞納繰越分	692,084	168,766	24.4	0.5	2.0



10. 令和4年度 市税負担状況 (交付金を除く調定見込(現年度分のみ)による。)
(単位:円)

区分	税目	市民税	固定資産税	軽自動車税	市たばこ税	都市計画税	その他の税
市民1人当たり		57,578	57,013	3,317	6,938	5,783	108
1世帯当たり		125,696	124,463	7,241	15,147	12,624	235
納税義務者1人当たり		97,416	98,125				
		(法人分を除く。)	(都市計画税を含む。)				

[人口 250,807 人]
[世帯 114,887 世帯]
令和4年1月1日現在の推計人口・世帯

納税義務者数 (市民税) 121,835人
(固定資産税) 160,505人

11. 年度別市民税調定額（現年課税最終調定）

種 別		年 度		
		令和元年度	令和2年度	令和3年度
個 人	所得割	千円 11,726,000	千円 11,688,116	千円 11,382,535
	均等割	437,018	436,862	432,064
	計	12,163,018	12,124,978	11,814,599
法 人	法人税割	2,547,329	1,861,233	1,866,796
	均等割	665,271	674,877	665,290
	計	3,212,600	2,536,110	2,532,086
合 計		15,375,618	14,661,088	14,346,686

12. 年度別市民税納税義務者数（最終調定分）

年度・種別		区 分			合 計
		均等割のみを 納める者	所得割のみ （退職分離） を納める者	所得割を 納める者	
R 1	個 人	人 10,772	人 694	人 115,723	人 127,189
	法 人	3,575	-	2,758	6,333
R 2	個 人	10,698	609	115,524	126,831
	法 人	3,710	-	2,653	6,363
R 3	個 人	10,371	593	114,204	125,168
	法 人	3,684	-	2,720	6,404

13. 令和4年度 市民税（個人）の納税義務者等に関する調（R4.7.1現在）

区分 所得者区分	均等割のみを納める者		所得割のみを納める者		均等割
	納税義務者数 (A)	均等割額 (B)	納税義務者数 (C)	所得割額 (D)	納税義務者数 (E)
給与所得者	4,126	14,441			
営業所得者	766	2,680			
農業所得者	47	165			
その他の所得者	5,285	18,498			
家屋敷等のみ	92	322			
合計	10,316	36,106	0	0	

14. 令和4年度 市民税（個人）課税標準額段階別所得割額調

区分 課税所得 金額の段階	給与所得者		営業所得者		農業
	人員	所得割額	人員	所得割額	人員
10万円以下の金額	2,986	5,144	265	476	10
10万円を超え 100万円以下	27,335	870,067	1,535	42,064	59
100万円を超え 200万円以下	29,183	2,356,841	981	79,750	38
200万円を超え 300万円以下	14,814	1,996,620	506	70,466	20
300万円を超え 400万円以下	7,511	1,476,830	265	52,679	8
400万円を超え 550万円以下	3,663	960,967	208	55,848	5
550万円を超え 700万円以下	979	341,194	95	33,814	2
700万円を超え 1,000万円以下	821	385,704	109	51,600	3
1,000万円を超え 2,000万円以下	707	534,340	108	79,572	1
2,000万円を超え 5,000万円以下	191	295,452	45	68,992	0
5,000万円を超え 1億円以下	25	88,889	7	29,658	0
1億円を超える金額	2	15,278	0	0	0
合計	88,217	9,327,326	4,124	564,919	146

と所得割を納める者		合 計				
均等割額 (F)	所得割額 (G)	均等割を納める者		所得割を納める者		納税義務者数 (A)+(C)+(E)
		納税義務者数 (A)+(E)	均等割額 (B)+(F)	納税義務者数 (C)+(E)	所得割額 (D)+(G)	
千円	千円	人	千円	人	千円	人
309,908	9,481,175	92,671	324,349	88,545	9,481,175	92,671
14,557	580,640	4,925	17,237	4,159	580,640	4,925
511	14,077	193	676	146	14,077	193
65,341	1,107,234	23,954	83,839	18,669	1,107,234	23,954
		92	322			92
390,317	11,183,126	121,835	426,423	111,519	11,183,126	121,835

所得者	その他の所得者		分離譲渡所得者		合 計	
所得割額	人 員	所得割額	人 員	所得割額	人 員	所得割額
千円	人	千円	人	千円	人	千円
13	1,632	2,941	203	25,464	5,096	34,038
1,722	12,340	309,479	184	31,861	41,453	1,255,193
3,130	2,835	217,042	125	19,533	33,162	2,676,296
2,894	561	78,152	108	24,337	16,009	2,172,469
1,710	224	44,011	89	24,058	8,097	1,599,288
1,286	190	51,288	71	37,231	4,137	1,106,620
707	120	41,552	35	13,863	1,231	431,130
1,527	93	44,486	43	27,221	1,069	510,538
1,088	82	63,303	51	49,199	949	727,502
0	11	17,488	23	81,067	270	462,999
0	2	7,648	6	21,279	40	147,474
0	1	5,634	3	33,230	6	54,142
14,077	18,091	883,024	941	388,343	111,519	11,177,689

※14表の所得割額は減免後の税額

15. 令和4年度 法人市民税状況調

① 業種別法人数等

業 種	法人数	構成比 (%)	法人税割 (千円)	構成比 (%)	均等割 (千円)	構成比 (%)
農業・林業	91	1.4	3,142	0.2	8,790	1.3
漁業	13	0.2	5,555	0.3	4,128	0.6
鉱業	9	0.1	3,493	0.2	1,149	0.2
建設業	1,054	16.5	166,202	8.9	86,580	13.0
製造業	631	9.9	604,403	32.4	96,363	14.5
電気・ガス・水道業	29	0.5	23,049	1.2	8,756	1.3
情報通信業	110	1.7	41,701	2.2	16,916	2.5
運輸業・郵便業	276	4.3	71,302	3.8	36,174	5.4
卸売業・小売業	1,669	26.1	263,692	14.1	183,613	27.6
金融業・保険業	149	2.3	428,040	22.9	39,785	6.0
不動産業・物品賃貸業	599	9.4	94,318	5.1	41,491	6.2
学術研究・専門技術サービス	350	5.5	24,668	1.3	28,651	4.3
宿泊業・飲食サービス業	305	4.8	9,285	0.5	27,255	4.1
生活関連サービス業	208	3.2	14,350	0.8	17,053	2.6
教育学習支援業	51	0.8	659	0.0	3,331	0.5
医療福祉	387	6.0	52,000	2.8	25,021	3.8
複合サービス業	85	1.3	6,488	0.3	8,855	1.3
サービス業	383	6.0	54,437	2.9	31,129	4.7
その他	5	0.1	12	0.0	250	0.0
合 計	6,404	100.0	1,866,796	100.0	665,290	100.0

② 組織別法人数等

法人の種類		法人数	構成比 (%)	法人税割 (千円)	構成比 (%)	均等割 (千円)	構成比 (%)
株式		3,764	58.8	1,577,711	84.5	501,714	75.4
有限		1,844	28.8	62,247	3.3	99,497	15.0
合資		10	0.2	36	0.0	660	0.1
合名		14	0.2	0	0.0	683	0.1
相互		5	0.1	51,496	2.8	4,640	0.7
公益	財団	3	0.0	85	0.0	150	0.0
	社団	0	0.0	0	0.0	0	0.0
一般	財団	16	0.2	8,722	0.5	842	0.1
	社団	41	0.6	626	0.0	2,096	0.3
宗教		40	0.6	827	0.0	2,000	0.3
医療		159	2.5	37,094	2.0	10,284	1.5
学校		2	0.0	0	0.0	100	0.0
社会福祉		1	0.0	259	0.0	50	0.0
その他		505	7.9	127,693	6.8	42,574	6.4
合計		6,404	100.0	1,866,796	100.0	665,290	100.0

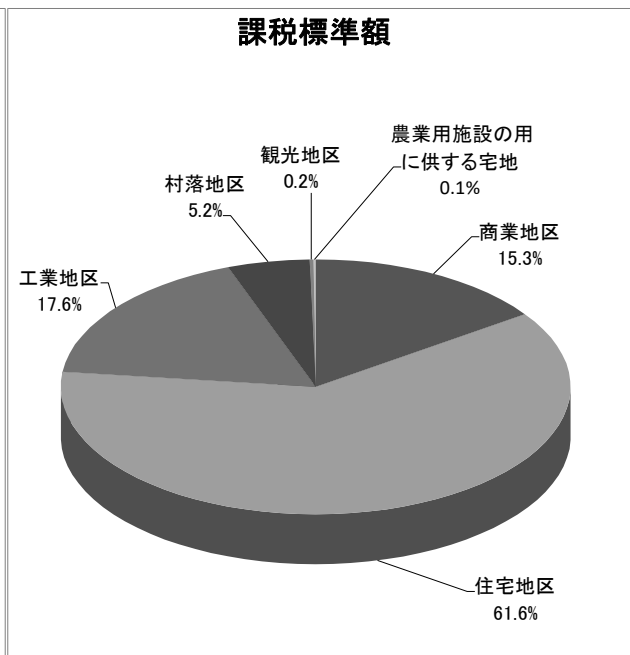
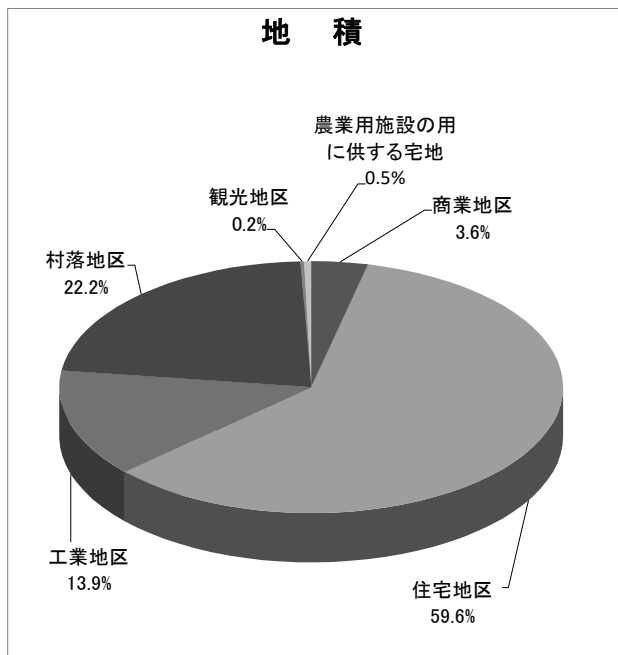
16. 令和4年度 土地に関する調

区 分 地 目		納税義務者数 法定免税 点以上 のもの	地 積			
			非課税地積	評価総地積 (A)	法定免税点 未満のもの (B)	法定免税点 以上のもの (A) - (B)
		人	㎡	㎡	㎡	㎡
田	一 般 田	9,375	1,039,954	69,146,245	1,831,398	67,314,847
	勸告遊休田	5		6,899		6,899
	介在田・ 市街化区域田	523	11,445	719,340	1,966	717,374
畑	一 般 畑	8,216	432,901	16,325,657	1,739,304	14,586,353
	勸告遊休畑					
	介在畑・ 市街化区域畑	1,602	9,658	1,510,171	8,564	1,501,607
宅地	小規模住宅用地	63,148		17,774,314	1,011,286	16,763,028
	一般住宅用地	41,959		10,603,874	208,460	10,395,414
	商業地等 (非住宅用地)	12,339		13,878,911	36,692	13,842,219
	計	117,446	2,686,284	42,257,099	1,256,438	41,000,661
塩 田						
鉦 泉 地		32	101	210	8	202
池 沼		249	230,084	144,039	45,320	98,719
山林	一 般 山 林	10,811	38,006,207	291,433,754	26,423,304	265,010,450
	介 在 山 林	1,539	337,818	3,480,007	126,643	3,353,364
牧 場		15	133,393	186,485	1,779	184,706
原 野		5,369	614,400	9,414,587	1,634,305	7,780,282
雑種地	ゴルフ場の用地	30	4,628	1,994,515	442	1,994,073
	遊園地の用地					
	鉄軌道用地	6	18,084	1,890,659	19	1,890,640
	その他の雑種地	11,744	4,062,834	12,380,388	793,172	11,587,216
	計	11,780	4,085,546	16,265,562	793,633	15,471,929
そ の 他			137,468,451			
合 計 (上記を名寄せしたもの)		72,767	185,056,242	450,890,055	33,862,662	417,027,393

決定価格				筆数				単位当たり価格	
総額 (C)	法定免税点 未満のもの (D)	法定免税点 以上のもの (C)-(D)=(E)	(E)に係る 課税標準額	非課税地 筆数	評価 総筆数 (F)	法定免税点 未満のもの (G)	法定免税点 以上のもの (F)-(G)	平均価格 (C) (A)	最高価格
千円	千円	千円	千円	筆	筆	筆	筆	円/m ²	円/m ²
7,205,375	166,955	7,038,420	7,031,715	2,734	51,506	2,386	49,120	104	308
1,365		1,365	1,365		5		5	198	219
3,911,750	6,233	3,905,517	1,356,752	51	1,009	16	993	5,438	27,236
562,456	51,884	510,572	510,495	959	27,692	4,417	23,275	34	162
13,326,168	26,663	13,299,505	4,392,518	41	3,440	65	3,375	8,824	71,076
319,362,154	7,820,211	311,541,943	51,633,783		111,287	11,177	100,110	17,968	130,550
104,238,215	506,226	103,731,989	34,449,431		65,616	2,774	62,842	9,830	88,538
209,311,038	110,823	209,200,215	143,631,571		26,617	597	26,020	15,081	163,902
632,911,407	8,437,260	624,474,147	229,714,785	3,088	203,520	14,548	188,972	14,978	163,902
14,592	36	14,556	14,542	5	39	2	37	69,486	751,283
53,547	1,247	52,300	37,204	338	420	92	328	372	16,864
3,617,739	320,570	3,297,169	3,297,117	5,369	96,165	15,288	80,877	12	155
891,614	31,191	860,423	860,423	459	4,125	557	3,568	256	895
3,896	19	3,877	3,877	7	107	2	105	21	109
340,106	21,877	318,229	257,809	1,107	17,480	3,408	14,072	36	19,094
2,033,869	301	2,033,568	1,382,713	6	514	3	511	1,020	1,358
7,032,724	3	7,032,721	4,697,919	46	3,860	1	3,859	3,720	117,170
43,319,555	447,069	42,872,486	29,443,487	7,063	31,798	5,269	26,529	3,499	100,407
52,386,148	447,373	51,938,775	35,524,119	7,115	36,172	5,273	30,899	3,221	117,170
				154,636					
715,226,163	9,511,308	705,714,855	283,002,721	175,909	441,680	46,054	395,626	1,586	

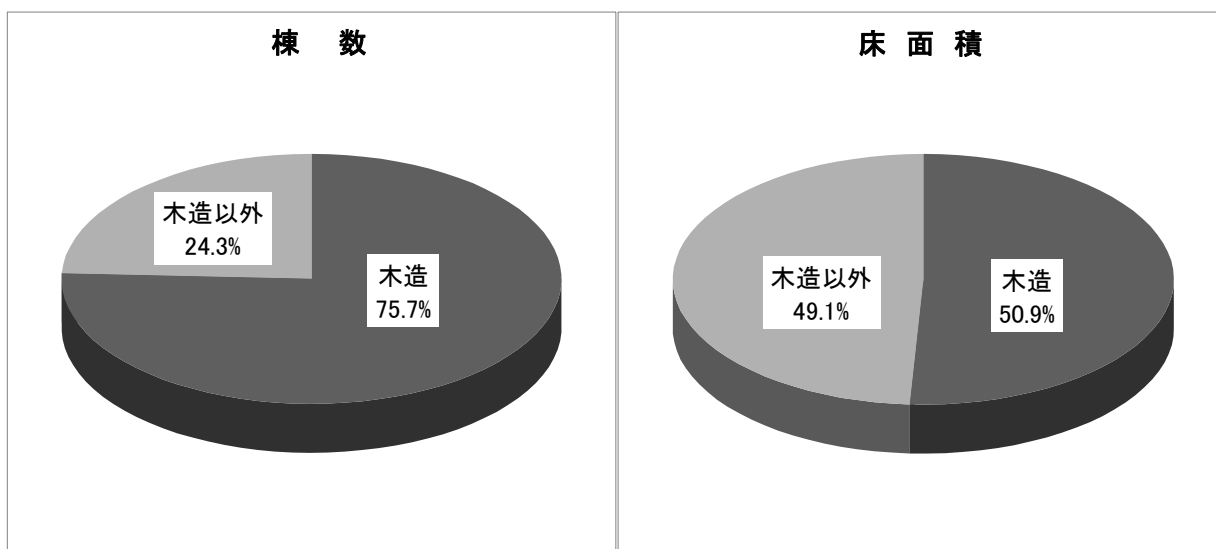
17. 令和4年度 宅地に関する調（法定免税点以上のもの）

地区別	区分	納税義務者	地積 (A)	決定価格 (B)	最高価格地の所在地番	課税標準額	筆数	単位当たり価格	
								平均価格 (B/A)	最高価格
		人	㎡	千円		千円	筆	円/㎡	円/㎡
商業地区	繁華街	24	6,434	207,864	竹崎町三丁目	139,717	49	32,307	37,284
	高度商業地区Ⅰ								
	高度商業地区Ⅱ	45	66,223	6,190,726	竹崎町四丁目	3,898,012	69	93,483	163,902
	普通商業地区	1,612	1,415,900	53,020,638	竹崎町四丁目	31,166,381	3,434	37,447	124,540
	計	1,681	1,488,557	59,419,228	竹崎町四丁目	35,204,110	3,552	39,917	163,902
住宅地区	併用住宅地区	5,335	3,197,242	79,296,492	秋根本町一丁目	37,408,471	9,999	24,802	77,684
	高級住宅地区								
	普通住宅地区	52,629	21,248,183	390,423,095	伊倉新町一丁目	103,988,306	85,785	18,374	68,014
	計	57,964	24,445,425	469,719,587	秋根本町一丁目	141,396,777	95,784	19,215	77,684
工業地区	大工場地区	64	3,043,516	27,896,792	幡生宮の下町	19,464,904	391	9,166	20,510
	中工場地区	1,123	2,633,889	32,412,240	長府才川町一丁目	20,813,882	2,510	12,306	43,366
	家内工業地区								
	計	1,187	5,677,405	60,309,032	長府才川町一丁目	40,278,786	2,901	10,623	43,366
村落地区	集団地区	3,613	2,747,060	10,531,952	藤ヶ谷町	3,988,024	6,392	3,834	18,354
	村落地区	7,974	6,365,596	22,787,669	大字伊倉字竜王田	7,962,070	14,526	3,580	18,715
	計	11,587	9,112,656	33,319,621	大字伊倉字竜王田	11,950,094	20,918	3,656	18,715
	観光地区	99	86,278	1,153,682	豊浦町大字川棚字片山	546,694	231	13,372	21,805
	農業用施設の用に供する宅地	91	190,340	552,997	豊浦町大字吉永字花次	338,324	178	2,905	10,960
合	計	72,609	41,000,661	624,474,147	竹崎町四丁目	229,714,785	123,564	15,231	163,902



18. 令和4年度 家屋に関する調

区 分	個人が所有する家屋			法人が所有する家屋			合 計			
	総数 (A)	法定免税点 未満のもの (B)	法定免税点 以上のもの (A) - (B)	総数 (C)	法定免税点 未満のもの (D)	法定免税点 以上のもの (C) - (D)	総数 (E)	法定免税点 未満のもの (F)	法定免税点 以上のもの (E) - (F)	
納税義務者数 (人)	89,426	7,928	81,498	3,511	169	3,342	92,937	8,097	84,840	
棟数	木 造 (棟)	117,321	10,022	107,299	3,990	153	3,837	121,311	10,175	111,136
	木造以外 (棟)	28,644	290	28,354	10,261	39	10,222	38,905	329	38,576
	計 (棟)	145,965	10,312	135,653	14,251	192	14,059	160,216	10,504	149,712
床面積	木 造 (㎡) (i)	9,122,601	483,212	8,639,389	412,965	7,059	405,906	9,535,566	490,271	9,045,295
	木造以外 (㎡) (ii)	3,835,910	6,991	3,828,919	5,376,013	1,339	5,374,674	9,211,923	8,330	9,203,593
	計 (㎡) (iii)	12,958,511	490,203	12,468,308	5,788,978	8,398	5,780,580	18,747,489	498,601	18,248,888
決定価格	木 造 (千円) (iv)	164,154,567	682,256	163,472,311	7,890,633	11,666	7,878,967	172,045,200	693,922	171,351,278
	木造以外 (千円) (v)	143,866,597	27,648	143,838,949	197,709,265	4,540	197,704,725	341,575,862	32,188	341,543,674
	計 (千円) (vi)	308,021,164	709,904	307,311,260	205,599,898	16,206	205,583,692	513,621,062	726,110	512,894,952
単位当たり価格	木 造 (円/㎡) (iv/i)	17,994	1,412	18,922	19,107	1,653	19,411	18,042	1,415	18,944
	木造以外 (円/㎡) (v/ii)	37,505	3,955	37,566	36,776	3,391	36,785	37,080	3,864	37,110
	計 (円/㎡) (vi/iii)	23,770	1,448	24,647	35,516	1,930	35,565	27,397	1,456	28,106



19. 令和4年度 償却資産に関する調

納税義務者数		個人371人	法人2,527人	計2,898人
区分	種類	決定価格	課税標準額	課税標準
				課税標準の特例規定の適用をうけるもの(A)
		千円	千円	千円
市長が価格等を決定したもの	構 築 物	33,638,278	33,438,490	174,298
	機 械 及 び 装 置	108,877,655	104,468,602	1,516,559
	船 舶	2,373,376	1,441,762	870,138
	航 空 機	0	0	0
	車 両 及 び 運 搬 具	1,029,297	1,029,297	0
	工 具 ・ 器 具 及 び 備 品	26,609,096	26,491,231	12,146
	小 計 (B)	172,527,702	166,869,382	2,573,141
法第389条関係	総務大臣が価格等を決定し配分したもの	84,325,029	76,529,106	
	県知事等が価格等を決定し配分したもの	0	0	
	小 計 (C)	84,325,029	76,529,106	
法第743条第1項の規定により県知事が価格等を決定したもの (D)		0	0	
合 計 (B)+(C)+(D)		256,852,731	243,398,488	
同上内訳	下 関 市 分 の 額		243,398,488	
	山 口 県 分 の 額		0	

20. 市長が価格等を決定したもののうち法第349条の3又は法附則第15条若しくは第64条

区分	条・項及び特例率		法 第 3 4 条						
	特例率		第 2 項			第 4 項			
	$\frac{1}{3}$		$\frac{1}{3}$	$\frac{2}{3}$	$\frac{1}{4}$				
決定価格 (千円)	2,150,803		914,862			122,952			
課税標準額 (千円)	716,934		609,908			30,737			
区分	条・項及び特例率		法 附 則 第 1 5 条						
	特例率		第 2 項				第 2 6 項	第 3 3 項	旧第 3 項
							わがまち特例		
	$\frac{1}{6}$	$\frac{1}{3}$	$\frac{1}{2}$	$\frac{2}{3}$	$\frac{1}{3}$	$\frac{1}{2}$	$\frac{1}{2}$	$\frac{1}{3}$	
決定価格 (千円)	140,024	29,610	7,851	18,771	39,756	248,866	25,195	8,315	
課税標準額 (千円)	23,337	9,870	3,926	12,514	13,252	124,433	12,597	2,772	

額の内訳		摘要
(A)以外のもの		
	千円	
	33,264,192	
	102,952,043	
	571,624	
	0	
	1,029,297	
	26,479,085	
	164,296,241	

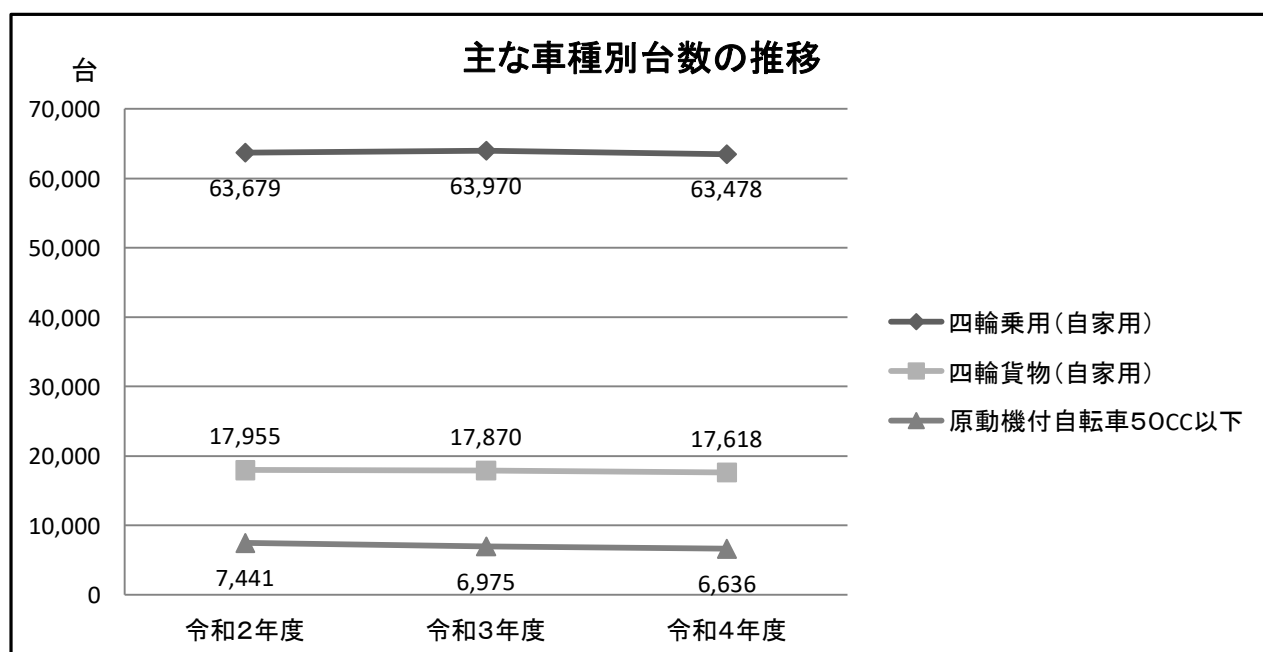
(固定資産税等の 課税標準の特例) の規定の適用を受けるものに関する調

9 条 の 3					
第 5 項		第 9 項		第 23 項	
$\frac{1}{2}$		$\frac{1}{2}$		$\frac{3}{5}$	
1,678,799		313,886		15,237	
839,400		156,943		9,142	
				法附則第64条	合計
旧第7項		旧第41項	旧第43項	—	
$\frac{2}{3}$	$\frac{5}{6}$	$\frac{0}{0}$	$\frac{1}{2}$	$\frac{0}{0}$	
748	33	1,785,284	13,698	716,771	8,231,461
499	28	0	6,849	0	2,573,141

2.1. 軽自動車税（種別割）に関する調

（当初課税台数及び調定額）

	令和2年度		令和3年度		令和4年度		
	台数	税額	台数	税額	台数	税額	
原動機付自転車 50CC以下	7,441	14,882,000	6,975	13,950,000	6,636	13,272,000	
原動機付自転車 90CC以下	606	1,212,000	607	1,214,000	589	1,178,000	
原動機付自転車 125CC以下	1,930	4,632,000	2,021	4,850,400	2,112	5,068,800	
軽自動車二輪	2,007	7,225,200	2,093	7,534,800	2,181	7,851,600	
軽自動車三輪	1	4,600	1	4,600	1	4,600	
ミニカー	116	429,200	116	429,200	117	432,900	
四輪乗用	営業用	4	23,100	4	27,500	3	22,000
	自家用	63,679	584,767,500	63,970	603,027,300	63,478	625,055,100
四輪貨物	営業用	460	1,639,400	482	1,726,800	486	1,778,600
	自家用	17,955	87,983,700	17,870	88,411,100	17,618	88,617,000
特殊自動車 農耕作業用	3,732	8,956,800	3,672	8,812,800	3,608	8,659,200	
二輪の小型自動車	2,602	15,612,000	2,741	16,446,000	2,910	17,460,000	
小型特殊自動車	324	1,911,600	342	2,017,800	349	2,059,100	
計	100,857	729,279,100	100,894	748,452,300	100,088	771,458,900	



22. 市たばこ税に関する調

項目	年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	本数	従量割 (1,000本につき) 旧3級品以外 H25. 4月から 5,262円 H30. 10月から 5,692円 R2. 10月から 6,122円 R3. 10月から 6,552円	311,913,248	288,612,557
旧3級品 (R1.10~統一) H30. 4月から 4,000円 R1. 10月から 5,692円 R2. 10月から 6,122円 R3. 10月から 6,552円		6,646,600	0	0
手持品課税 (旧3級品以外) H30.10月1日 430円 R2.10月1日 430円 R3.10月1日 430円 (旧3級品) H30.4月1日 645円 R1.10月1日 1,692円 R2.10月1日 430円		82,521	15,774,857	15,136,116
調定額		1,802,131,744	1,695,902,704	1,787,277,181

23. 入湯税に関する調

	令和元年度		令和2年度		令和3年度	
	施設数	入湯客数	施設数	入湯客数	施設数	入湯客数
旧下関	6	73,800	6	72,262	6	104,132
旧菊川	1	14,032	1	11,655	1	10,191
旧豊田	4	141,252	4	69,070	3	115,766
旧豊浦	9	69,442	8	52,598	8	57,976
旧豊北	2	55,557	2	26,379	2	27,111
計	22	354,083	21	231,964	20	315,176
調定額		30,170,950		20,000,100		26,525,100

【入湯客1人につき150円(宿泊), 50円(日帰り)】

24. 還付に関する調

税目別		令和元年度		令和2年度		令和3年度	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額
市県民税	現	6,679	60,463,206	6,322	48,234,986	6,300	46,791,153
	過	3,661	38,370,448	3,979	42,689,677	3,868	44,481,619
固定資産税	現	795	13,261,768	787	14,076,706	768	12,416,244
都市計画税	過	338	2,569,600	393	3,862,497	710	9,382,232
法人市民税	現	325	24,826,772	370	18,384,900	313	50,806,600
	過	504	75,533,100	550	59,638,100	470	51,414,300
軽自動車税	現	67	522,500	60	452,400	55	435,614
	過	35	276,074	41	310,240	108	673,130
特別土地保有税	現	0	0	0	0	0	0
	過	0	0	0	0	0	0
市たばこ税	現	0	0	1	2,159	1	6,623
	過	1	4,321	0	0	0	0
入湯税	現	0	0	0	0	0	0
	過	0	0	0	0	0	0
還付加算金	過	404	1,681,900	448	2,785,538	578	4,504,000
督促手数料	現	634	63,800	534	53,400	425	42,500
	過	258	25,800	205	20,500	266	26,800
延滞金	現	21	22,038	41	281,588	24	51,100
	過	13	47,700	20	20,000	23	34,600
特例還付金	過	0	0	0	0	0	0
合計	現	8,521	99,160,084	8,115	81,486,139	7,886	110,549,834
	過	5,214	118,508,943	5,636	109,326,552	6,023	110,516,681
	計	13,735	217,669,027	13,751	190,812,691	13,909	221,066,515

V 口座振替・コンビニ収納・eLTA X収納

1. 口座振替状況調

	区 分	対象 件数 (A)	調定額 (B)	口座加入 件数 (C)	口座振替税額 (D)	振替率	
						件数 (C/A)	金額 (D/B)
令和元年度		件	円	件	円	%	%
	市民税 (普通徴収)	32,908	2,170,708,318	23,727	662,742,599	72.1	30.5
	固定資産税 都市計画税	112,797	15,359,855,222	66,702	5,440,063,366	59.1	35.4
	軽自動車税	100,829	709,117,000	16,839	66,893,000	16.7	9.4
	計	246,534	18,239,680,540	107,268	6,169,698,965	43.5	33.8
令和2年度		件	円	件	円	%	%
	市民税 (普通徴収)	32,366	2,161,906,291	23,770	696,779,226	73.4	32.2
	固定資産税 都市計画税	113,238	15,606,656,171	67,024	5,470,613,644	59.2	35.1
	軽自動車税 (種別割)	102,408	729,995,900	16,769	66,315,000	16.4	9.1
	計	248,012	18,498,558,362	107,563	6,233,707,870	43.4	33.7
令和3年度		件	円	件	円	%	%
	市民税 (普通徴収)	31,494	2,018,786,259	23,805	606,643,433	75.6	30.0
	固定資産税 都市計画税	112,964	15,063,177,597	67,450	5,413,020,200	59.7	35.9
	軽自動車税 (種別割)	100,360	747,141,700	16,739	67,481,900	16.7	9.0
	計	244,818	17,829,105,556	107,994	6,087,145,533	44.1	34.1

2. コンビニ（スマホ決済を含む）収納状況調

・税目別

税目	年度	令和元年度		令和2年度		令和3年度	
		件数	収納額	件数	収納額	件数	収納額
市県民税		36,167	747,719,875	39,254	848,787,972	41,356	909,148,113
法人市民税		88	1,412,450	104	1,317,050	72	1,624,900
固定資産税・都市計画税		41,885	964,934,615	48,674	1,170,836,488	51,704	1,284,000,954
軽自動車税		39,367	286,572,656	43,549	326,999,582	45,127	349,276,727
合計		117,507	2,000,639,596	131,581	2,347,941,092	138,259	2,544,050,694

・種類別

種類	年度	令和元年度		令和2年度		令和3年度	
		件数	収納額	件数	収納額	件数	収納額
コンビニ収納		116,914	1,985,215,342	126,115	2,211,230,868	127,257	2,276,712,814
スマホ決済		593	15,424,254	5,466	136,710,224	11,002	267,337,880
合計		117,507	2,000,639,596	131,581	2,347,941,092	138,259	2,544,050,694

※督促料及び延滞金を含む

3. e L T A X 収納状況調

税目	年度	令和元年度		令和2年度		令和3年度	
		件数	収納額	件数	収納額	件数	収納額
市県民税（特別徴収）		336	75,807,100	2,531	335,347,300	5,414	865,009,450
法人市民税		70	49,211,600	373	171,341,600	728	387,572,500
合計		406	125,018,700	2,904	506,688,900	6,142	1,252,581,950

※令和元年10月より地方税共通納税システムの運用が開始

4. 取扱手数料調

区分	令和元年度		令和2年度		対前年度比 (金額)	令和3年度		対前年度比 (金額)
	件数	金額	件数	金額		件数	金額	
銀行	170,580	1,857,488	167,333	1,840,663	99.1%	163,413	1,797,543	97.7%
郵便局	26,453	264,530	26,340	263,400	99.6%	26,084	260,840	99.0%
コンビニ・スマホ決済	117,885	7,229,843	131,779	8,183,580	113.2%	138,676	8,608,436	105.2%
合計	314,918	9,351,861	325,452	10,287,643	110.0%	328,173	10,666,819	103.7%

1件あたり取扱手数料

○口座振替 10円＋消費税 ○郵便局 10円

○コンビニ・スマホ決済 56円＋消費税（※年間基本料66,000円を含む）

VI 徴 収

1. 令和3年度 督促状況調

税目		区分	期 別	調 定		納期内納付		督促状発付	
				件 数	税 額	件 数	税 額	件 数	税 額
市 民 税 (個 人)	普 通 徴 収		1	件 26,974	千円 488,910	件 23,448	千円 440,175	件 3,526	千円 48,735
			2	23,634	484,325	19,944	425,224	3,690	59,101
			3	23,271	496,106	19,050	422,858	4,221	73,248
			4	24,511	549,445	20,422	472,493	4,089	76,952
			随時	2,053	66,521	1,665	51,276	388	15,245
			小計	100,443	2,085,307	84,529	1,812,026	15,914	273,281
	特別徴収	10,043	9,125,496	5,971	9,060,951	4,072	64,545		
	計	110,486	11,210,803	90,500	10,872,977	19,986	337,826		
法人市民税			8,927	2,532,086	8,683	2,513,870	244	18,216	
固定資産税 都市計画税 (土地・家屋) 固定資産税 (償却)		1	112,928	3,903,014	105,372	3,749,359	7,556	153,655	
		2	112,958	3,714,296	105,600	3,570,020	7,358	144,276	
		3	112,974	3,723,223	106,641	3,601,027	6,333	122,196	
		4	112,964	3,722,645	107,022	3,599,173	5,942	123,472	
		随時	410	13,911	231	8,156	179	5,755	
		計	452,234	15,077,089	424,866	14,527,735	27,368	549,354	
軽自動車税			100,360	747,142	90,829	671,700	9,531	75,442	
市たばこ税			258	1,787,277	257	1,787,258	1	19	
特別土地保有税			0	0	0	0	0	0	
入湯税			234	26,525	217	26,337	17	188	
合 計			672,499	31,380,922	615,352	30,399,877	57,147	981,045	

※ 市民税（個人）：年金特別徴収対象分を除く。

納期内納付率 (現年分)	96.9%
-----------------	--------------

2. 不納欠損処分状況表

		法第15条の7第4項 (執行停止3年間継続)		法第15条の7第5項 (執行停止即時欠損)		法第18条第1項 (5年経過)	
		人 員	税 額	人 員	税 額	人 員	税 額
		人	円	人	円	人	円
1	市 民 税	368	41,164,727	51	4,894,525	184	6,380,267
	個 人						
	現年課税分			1	24,174		
	滞納繰越分	356	39,907,434	32	2,731,667	162	4,788,646
	法 人						
	現年課税分			3	1,126,800		
	滞納繰越分	12	1,257,293	15	1,011,884	22	1,591,621
2	固 定 資 産 税	140	14,588,128	141	16,647,391	251	5,762,621
	土地・家屋						
	現年課税分			21	5,238,364		
	滞納繰越分	138	13,219,834	119	8,073,970	250	5,757,621
	償却資産						
	現年課税分			(21)	1,628,655		
	滞納繰越分	2+(36)	1,368,294	1+(38)	1,706,402	1+(0)	5,000
3	軽自動車税	266	2,508,632	48	350,808	297	1,998,148
	現年課税分			6	54,600		
	滞納繰越分	266	2,508,632	42	296,208	297	1,998,148
4	特別土地保有税	0	0	0	0	0	0
	現年課税分			0	0		
	滞納繰越分	0	0	0	0	0	0
5	入 湯 税	0	0	1	78,500	3	231,880
	現年課税分			0	0		
	滞納繰越分	0	0	1	78,500	3	231,880
6	都 市 計 画 税	(138)	1,524,871	(140)	1,736,577	(250)	611,311
	現年課税分			(21)	700,381		
	滞納繰越分	(138)	1,524,871	(119)	1,036,196	(250)	611,311
	市 税 合 計	774	59,786,358	241	23,707,801	735	14,984,227
	現年課税分計			31	8,772,974		
	滞納繰越分計	774	59,786,358	210	14,934,827	735	14,984,227
7	不 申 告 加 算 金	0	0	0	0	0	0
	現年課税分			0	0		
	滞納繰越分	0	0	0	0	0	0

※ 固定資産税（償却資産）及び都市計画税の（ ）の数値は固定資産税（土地・家屋分）と重複するため合計では控除した。

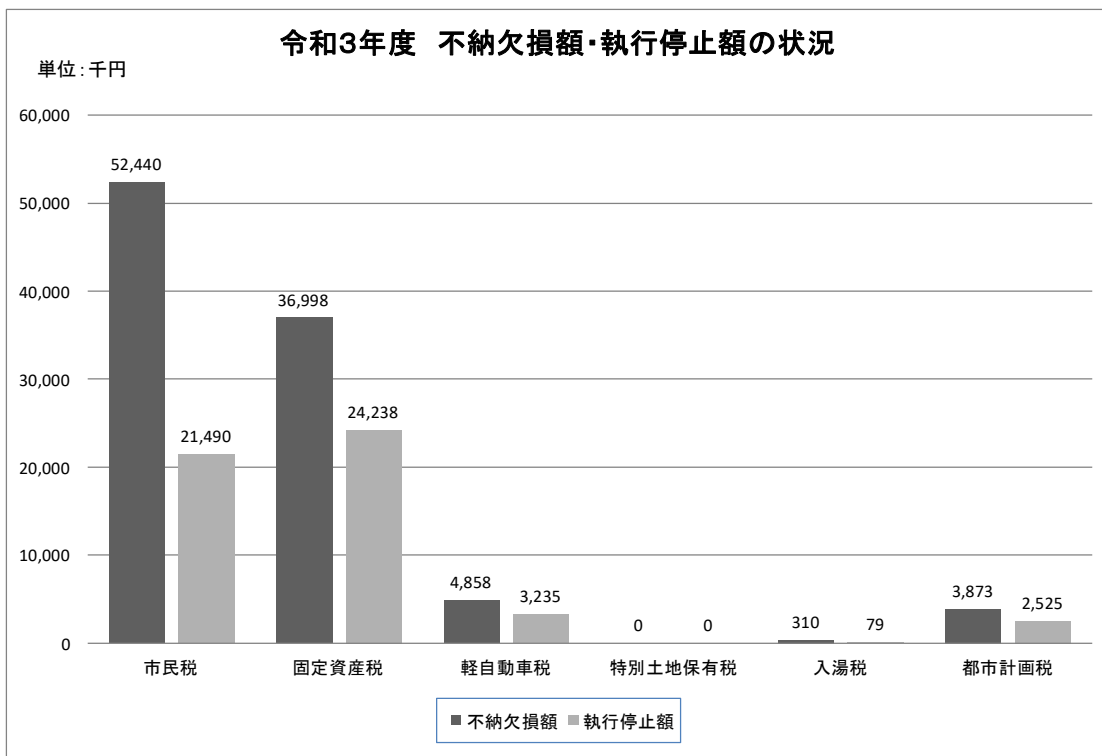
※ 人員は、原則として賦課年度及び税目ごとの納税義務者件数である。

令和3年度 合 計		令和2年度		令和元年度		平成30年度	
人 員	税 額	人 員	税 額	人 員	税 額	人 員	税 額
人	円	人	円	人	円	人	円
603	52,439,519	557	27,585,742	708	28,676,813	480	26,725,166
1	24,174	1	50,872	3	135,900	20	808,783
550	47,427,747	507	22,825,960	679	27,198,119	435	23,916,959
3	1,126,800	1	25,000	1	50,000	2	41,600
49	3,860,798	48	4,683,910	25	1,292,794	23	1,957,824
532	36,998,140	782	46,052,784	804	29,708,512	652	34,013,892
21	5,238,364	20	3,394,788	16	1,236,811	19	1,890,273
507	27,051,425	759	39,657,797	783	27,320,328	626	31,043,605
(21)	1,628,655	(20)	1,039,612	(16)	378,325	0	0
4+(74)	3,079,696	3+(212)	1,960,587	5+(17)	773,048	7	1,080,014
611	4,857,588	514	3,544,977	580	3,897,025	370	4,190,898
6	54,600	4	24,000	4	46,200	5	38,000
605	4,802,988	510	3,520,977	576	3,850,825	365	4,152,898
0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0
4	310,380	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0
4	310,380	0	0	0	0	0	0
(528)	3,872,759	(779)	5,218,152	(799)	3,678,006	(645)	4,435,166
(21)	700,381	(20)	452,301	(16)	165,822	(19)	254,527
(507)	3,172,378	(759)	4,765,851	(783)	3,512,184	(626)	4,180,639
1,750	98,478,386	1,853	82,401,655	2,092	65,960,356	1,502	69,365,122
31	8,772,974	26	4,986,573	24	2,013,058	46	3,033,183
1,719	89,705,412	1,827	77,415,082	2,068	63,947,298	1,456	66,331,939
0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0

3. 令和3年度 滞納処分執行停止額内訳

適用 条項	区分	法第15条の7第1項 第1号(無財産)		法第15条の7第1項 第2号(生活困窮)		法第15条の7第1項 第3号(所在不明)		合 計	
		件数	税 額	件数	税 額	件数	税 額	件数	税 額
項目	現年・滞繰								
市民税		1,003	18,378,771	168	2,341,909	23	769,485	1,194	21,490,165
個人		970	15,449,526	168	2,341,909	23	769,485	1,161	18,560,920
	現年課税分	110	1,427,186	37	489,191	4	30,188	151	1,946,565
	滞納繰越分	860	14,022,340	131	1,852,718	19	739,297	1,010	16,614,355
法人		33	2,929,245					33	2,929,245
	現年課税分	5	1,176,800					5	1,176,800
	滞納繰越分	28	1,752,445					28	1,752,445
固定資産税		782	23,084,566	142	1,153,925	0	0	924	24,238,491
	現年課税分	211	11,207,481	48	469,332	0	0	259	11,676,813
	滞納繰越分	571	11,877,085	94	684,593	0	0	665	12,561,678
軽自動車税		338	2,201,547	173	1,015,029	9	18,000	520	3,234,576
	現年課税分	75	567,500	50	360,000	1	2,000	126	929,500
	滞納繰越分	263	1,634,047	123	655,029	8	16,000	394	2,305,076
特別土地保有税		0	0	0	0	0	0	0	0
	現年課税分	0	0	0	0	0	0	0	0
	滞納繰越分	0	0	0	0	0	0	0	0
入湯税		1	78,500	0	0	0	0	1	78,500
	現年課税分	0	0	0	0	0	0	0	0
	滞納繰越分	1	78,500	0	0	0	0	1	78,500
都市計画税		(782)	2,404,115	(142)	120,554	(0)	0	(924)	2,524,669
	現年課税分	(211)	1,143,073	(48)	47,868	(0)	0	(259)	1,190,941
	滞納繰越分	(571)	1,261,042	(94)	72,686	(0)	0	(665)	1,333,728
合 計		2,123	46,068,999	483	4,631,417	32	787,485	2,638	51,487,901
	現年課税分	401	15,522,040	135	1,366,391	5	32,188	541	16,920,619
	滞納繰越分	1,722	30,546,959	348	3,265,026	27	755,297	2,097	34,567,282

※ 件数は、期別に1件として計上し、本税額0円（延滞金のみ）も1件とする。 ※ 税額は即時欠損額を含む。
 ※ 都市計画税の件数は、固定資産税と重複する。



4. 差押・交付要求執行状況調

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	
債	権	2,905	2,447	2,351	
	給与等	66	84	63	
	預貯金	2,523	2,050	2,069	
	保険	163	174	110	
	所得稅還付金	50	54	28	
	売掛金など	103	85	81	
不	動	産	21	8	9
自	動	車	1	0	1
動		産	4	1	0
計		2,931	2,456	2,361	
交 付 要 求		36	36	36	

※ 差押件数・・・参加差押え、二重差押えを含む。

5. 搜索執行状況調

		令和元年度	令和2年度	令和3年度			
搜	索	回	数	6回	1回	2回	
差	押	物	件	数	3件	0件	1件
	自	動	車	0件	0件	0件	
	動		産	3件	0件	1件	

6. 公売等（随意契約含む）執行状況調

		令和元年度	令和2年度	令和3年度
不 動 産	公 売 等 回 数	1回	1回	1回
	対 象 物 件 数	1件	1件	1件
	売 却 決 定 件 数	0件	1件	0件
	売 却 決 定 価 額	0円	5,190,000円	0円
自 動 車	公 売 等 回 数	0回	0回	0回
	対 象 物 件 数	0件	0件	0件
	売 却 決 定 件 数	0件	0件	0件
	売 却 決 定 価 額	0円	0円	0円
動 産	公 売 等 回 数	2回	0回	0回
	対 象 物 件 数	2件	0件	0件
	売 却 決 定 件 数	2件	0件	0件
	売 却 決 定 価 額	1,634,650円	0円	0円
対 象 物 件 数 計		3件	1件	1件
売 却 決 定 件 数 計		2件	1件	0件
売 却 決 定 価 額 計		1,634,650円	5,190,000円	0円

※ 上記各表「動産」には軽自動車を含むものとする。

7. 令和3年度 差押処理状況調

税目 差押区分		市 県 民 税 (普通徴収)		市 県 民 税 (特別徴収)		法 人 市 民 税		固 定 資 産 税 都 市 計 画 税	
		件数	税 額	件数	税 額	件数	税 額	件数	税 額
不 動 産	調定額	件 63	円 5,226,834	件 0	円 0	件 1	円 105,000	件 488	円 14,728,014
	収入額	23	1,950,414	0	0	0	0	117	1,908,871
	残	41	3,276,420	0	0	1	105,000	380	12,819,143
債 権	調定額	4,419	149,723,985	234	6,665,458	49	7,921,628	3,834	70,282,689
	収入額	3,316	92,365,676	136	3,419,065	31	1,964,027	2,816	44,042,804
	残	1,418	57,358,309	100	3,246,393	22	5,957,601	1,107	26,239,885
そ の 他	調定額	47	987,093	21	357,900	3	306,500	70	2,635,097
	収入額	39	713,251	0	0	1	16,300	27	992,770
	残	11	273,842	21	357,900	3	290,200	46	1,642,327
合 計	調定額	4,529	155,937,912	255	7,023,358	53	8,333,128	4,392	87,645,800
	収入額	3,378	95,029,341	136	3,419,065	32	1,980,327	2,960	46,944,445
	残	1,470	60,908,571	121	3,604,293	26	6,352,801	1,533	40,701,355

※ その他・・・自動車、動産

※ 件数は納税通知書番号・税目・年度別に、1件として計上する。

償却資産税		軽自動車税		特別土地 保有税		計	
件数	税額	件数	税額	件数	税額	件数	税額
件	円	件	円	件	円	件	円
0	0	29	135,231	0	0	581	20,195,079
0	0	8	47,900	0	0	148	3,907,185
0	0	21	87,331	0	0	443	16,287,894
10	149,700	1,287	8,543,838	5	6,969,026	9,838	250,256,324
5	78,400	941	6,202,624	1	370,967	7,246	148,443,563
5	71,300	388	2,341,214	5	6,598,059	3,045	101,812,761
6	161,770	16	97,300	0	0	163	4,545,660
0	0	8	50,500	0	0	75	1,772,821
6	161,770	8	46,800	0	0	95	2,772,839
16	311,470	1,332	8,776,369	5	6,969,026	10,582	274,997,063
5	78,400	957	6,301,024	1	370,967	7,469	154,123,569
11	233,070	417	2,475,345	5	6,598,059	3,583	120,873,494

8. 下関市市税コールセンター

- (1) 目的 滞納市税の回収業務についてノウハウを有する電話オペレーターにより、早期に自主納税等の呼びかけを行い、滞納市税の早期回収と累積滞納の未然防止を図る。
- (2) 対象者 現年度のみ未納の滞納者
- (3) 対象税目 税目：市県民税（普通徴収、特別徴収）、
固定資産税・都市計画税、軽自動車税種別割
- (4) 実施場所 下関市役所本庁舎内（下関市南部町1番1号）
- (5) 開始時期 平成21年12月1日
- (6) 人員 スーパーバイザー1名、電話オペレーター4名
- (7) 業務実施日時 平日（昼間）： 9時00分から17時00分
平日（夜間）： 12時00分から19時00分
（月8日以内）
休日 : 9時00分から12時00分
（月2日以内）

(8) 実績

区分	年度			備考
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
総架受電件数	15,484 件	12,156 件	14,290 件	
うち約束件数	2,871	2,449	2,241	伝言依頼分含む
うち納付書発行件数	620	574	733	

Ⅶ そ の 他

1. 証明・閲覧等状況調

区分		年度		
		令和元年度	令和2年度	令和3年度
納税証明	有料	5,972	5,294	7,435
	免除	11,810	11,754	12,191
評価 公課 証明 資産	有料	6,428	5,825	5,896
	免除	78	65	59
その他証明	有料	37,803	30,663	31,820
	免除	724	694	671
複写	有料	10,660	10,643	10,563
所在証明	有料	188	168	131
閲覧	有料	182	340	243
計	有料	61,233	52,933	56,088
	免除	12,612	12,513	12,921
手数料		16,130,220	13,617,060	14,663,840

2. 税務職員の待遇状況

下関市職員の特殊勤務手当に関する条例（抜粋）

（趣旨）

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項及び下関市一般職の職員の給与に関する条例（平成17年条例第58号。以下「給与条例」という。）第18条の規定に基づき、職員の特殊勤務手当に関する事項を定めるものとする。

2 特殊勤務手当（以下「手当」という。）は、著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められるものに従事する職員に対し、その勤務の特殊性に応じて支給するものとする。

（手当の種類、支給を受ける者の範囲及び手当の額）

第2条 手当の種類、支給を受ける者の範囲及び手当の額は、別表のとおりとする。

別表

手当の種類	手当の支給を受ける者の範囲	手当の額
税務事務 従事手当	市税の賦課及び徴収に関する事務に従事する職員	月額6,000円以内 で規則で定める額

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則（抜粋）

（趣旨）

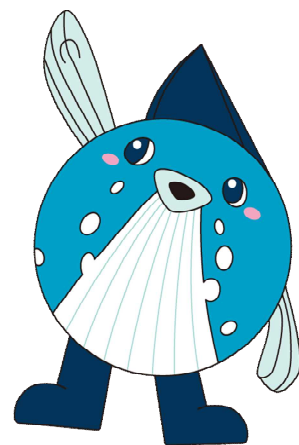
第1条 この規則は、下関市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成17年条例第60号。以下「特勤条例」という。）の規定に基づき、特殊勤務手当（以下「手当」という。）の支給について必要な事項を定めるものとする。

（税務事務従事手当）

第2条 税務事務従事手当の規則で定める額は、次のとおりとする。

- （1） 納税課に勤務し、日常的に市税の滞納処分事務及び督促徴収事務に従事する職員
月額6,000円
- （2） 納税課、市民税課、資産税課又は総合支所の市民生活課に勤務し、日常的に市税の徴収又は賦課に関する事務に従事する職員（前号の職員を除く。）
月額3,000円

資 料



。 税 率 の 変 遷

年度		平成 30 年度	令和元年度
税目			
	個人均等割	3,500円	同 左
	個人所得割	一律 6%	同 左
市	法人均等割	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共法人及び公益法人等のうち、均等割を課することができないもの以外のもの ・ 人格のない社団等 ・ 一般社団法人及び一般財団法人 ・ 相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの ・ 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1千万円以下であるもののうち、市内の事務所等の従業者の数の合計数が50人以下のもの <p style="text-align: right;">50,000円</p>	同 左
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1千万円以下であるもののうち、市内の事務所等の従業者の数の合計数が50人を超えるもの <p style="text-align: right;">120,000円</p>	
民	法人均等割	<ul style="list-style-type: none"> ・ 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1千万円を超え1億円以下であるもののうち、市内の事務所等の従業者の数の合計数が50人以下のもの <p style="text-align: right;">130,000円</p>	同 左
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1千万円を超え1億円以下であるもののうち、市内の事務所等の従業者の数の合計数が50人を超えるもの <p style="text-align: right;">150,000円</p>	
税	法人均等割	<ul style="list-style-type: none"> ・ 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1億円を超え10億円以下であるもののうち、市内の事務所等の従業者の数の合計数が50人以下のもの <p style="text-align: right;">160,000円</p>	同 左
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1億円を超え10億円以下であるもののうち、市内の事務所等の従業者の数の合計数が50人を超えるもの <p style="text-align: right;">400,000円</p>	
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が10億円を超えるもののうち、市内の事務所等の従業者の数の合計数が50人以下のもの <p style="text-align: right;">410,000円</p>	
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が10億円を超え50億円以下であるもののうち、市内の事務所等の従業者の数の合計数が50人を超えるもの <p style="text-align: right;">1,750,000円</p>	
税	法人均等割	<ul style="list-style-type: none"> ・ 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が50億円を超えるもののうち、市内の事務所等の従業者の数の合計数が50人を超えるもの <p style="text-align: right;">3,000,000円</p>	同 左
		法人税割	

令和 2 年 度	令和 3 年 度	令和 4 年 度
同 左	同 左	同 左
同 左	同 左	同 左
同 左	同 左	同 左
8. 4 % (令和元年 9 月 3 0 日以前に開始した 事業年度分 1 2. 1 %)	同 左	同 左

令和2年度	令和3年度	令和4年度																																																																																																																								
同 左	同 左	同 左																																																																																																																								
<ul style="list-style-type: none"> ・原動機付自転車 <ul style="list-style-type: none"> 50cc以下 2,000円 90cc " 2,000円 125cc " 2,400円 3輪以上のもの（総務省令で定めるものを除く） （通称ミカ）20cc超 3,700円 ・軽自動車 <ul style="list-style-type: none"> 2輪のもの（側車つきのものを含む） 3,600円 3輪のもの 3,900円 4輪以上のもの <ul style="list-style-type: none"> 乗用のもの営業用 6,900円 自家用 10,800円 貨物のもの営業用 3,800円 自家用 5,000円 ・小型特殊自動車 <ul style="list-style-type: none"> 農耕作業用 2,400円 その他（リフト等） 5,900円 ・2輪の小型自動車 6,000円 <p>※平成27年3月31日以前に初めて車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税については、なお従前の例による。</p> <p>※3輪以上の軽自動車において初めて車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税については、税額を以下のとおりとする。ただし、平成27年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。</p> <table border="0"> <tr> <td>3輪のもの</td> <td>4,600円</td> </tr> <tr> <td>4輪以上のもの</td> <td>乗用営業用 8,200円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>自家用 12,900円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>貨物営業用 4,500円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>自家用 6,000円</td> </tr> </table> <p>※3輪以上の軽自動車のうち電気自動車もしくは天然ガス自動車（ポスト新長期規制からNOx10%低減）に該当するもので、平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた車両について、令和2年度分の軽自動車税に限り税額を以下のとおりとする。</p> <table border="0"> <tr> <td>3輪のもの</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>4輪以上のもの</td> <td>乗用営業用 1,800円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>自家用 2,700円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>貨物営業用 1,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>自家用 1,300円</td> </tr> </table> <p>※3輪以上の軽自動車のうち平成30年排出ガス基準50%低減達成車もしくは平成17年排出ガス基準75%低減達成車かつ乗用車の場合は2020年度燃費基準+30%達成車、貨物車の場合は平成27年度燃費基準+35%達成車に該当するもので、平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた車両について、令和2年度分の軽自動車税に限り税額を以下のとおりとする。</p> <table border="0"> <tr> <td>3輪のもの</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>4輪以上のもの</td> <td>乗用営業用 3,500円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>自家用 5,400円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>貨物営業用 1,900円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>自家用 2,500円</td> </tr> </table> <p>※3輪以上の軽自動車のうち平成30年排出ガス基準50%低減達成車もしくは平成17年排出ガス基準75%低減達成車かつ乗用車の場合は2020年度燃費基準+10%達成車、貨物車の場合は平成27年度燃費基準+15%達成車に該当するもので、平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた車両について、令和2年度分の軽自動車税に限り税額を以下のとおりとする。</p> <table border="0"> <tr> <td>3輪のもの</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>4輪以上のもの</td> <td>乗用営業用 5,200円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>自家用 8,100円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>貨物営業用 2,900円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>自家用 3,800円</td> </tr> </table>	3輪のもの	4,600円	4輪以上のもの	乗用営業用 8,200円		自家用 12,900円		貨物営業用 4,500円		自家用 6,000円	3輪のもの	1,000円	4輪以上のもの	乗用営業用 1,800円		自家用 2,700円		貨物営業用 1,000円		自家用 1,300円	3輪のもの	2,000円	4輪以上のもの	乗用営業用 3,500円		自家用 5,400円		貨物営業用 1,900円		自家用 2,500円	3輪のもの	3,000円	4輪以上のもの	乗用営業用 5,200円		自家用 8,100円		貨物営業用 2,900円		自家用 3,800円	<ul style="list-style-type: none"> ・原動機付自転車 <ul style="list-style-type: none"> 50cc以下 2,000円 90cc " 2,000円 125cc " 2,400円 3輪以上のもの（総務省令で定めるものを除く） （通称ミカ）20cc超 3,700円 ・軽自動車 <ul style="list-style-type: none"> 2輪のもの（側車つきのものを含む） 3,600円 3輪のもの 3,900円 4輪以上のもの <ul style="list-style-type: none"> 乗用のもの営業用 6,900円 自家用 10,800円 貨物のもの営業用 3,800円 自家用 5,000円 ・小型特殊自動車 <ul style="list-style-type: none"> 農耕作業用 2,400円 その他（リフト等） 5,900円 ・2輪の小型自動車 6,000円 <p>※平成27年3月31日以前に初めて車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税については、なお従前の例による。</p> <p>※3輪以上の軽自動車において初めて車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税については、税額を以下のとおりとする。ただし、平成27年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。</p> <table border="0"> <tr> <td>3輪のもの</td> <td>4,600円</td> </tr> <tr> <td>4輪以上のもの</td> <td>乗用営業用 8,200円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>自家用 12,900円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>貨物営業用 4,500円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>自家用 6,000円</td> </tr> </table> <p>※3輪以上の軽自動車のうち電気自動車もしくは天然ガス自動車（ポスト新長期規制からNOx10%低減）に該当するもので、平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた車両について、令和2年度分の軽自動車税に限り税額を以下のとおりとする。</p> <table border="0"> <tr> <td>3輪のもの</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>4輪以上のもの</td> <td>乗用営業用 1,800円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>自家用 2,700円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>貨物営業用 1,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>自家用 1,300円</td> </tr> </table> <p>※3輪以上の軽自動車のうち平成30年排出ガス基準50%低減達成車もしくは平成17年排出ガス基準75%低減達成車かつ乗用車の場合は2020年度燃費基準+30%達成車、貨物車の場合は平成27年度燃費基準+35%達成車に該当するもので、平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた車両について、令和2年度分の軽自動車税に限り税額を以下のとおりとする。</p> <table border="0"> <tr> <td>3輪のもの</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>4輪以上のもの</td> <td>乗用営業用 3,500円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>自家用 5,400円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>貨物営業用 1,900円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>自家用 2,500円</td> </tr> </table> <p>※3輪以上の軽自動車のうち平成30年排出ガス基準50%低減達成車もしくは平成17年排出ガス基準75%低減達成車かつ乗用車の場合は2020年度燃費基準+10%達成車、貨物車の場合は平成27年度燃費基準+15%達成車に該当するもので、平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた車両について、令和2年度分の軽自動車税に限り税額を以下のとおりとする。</p> <table border="0"> <tr> <td>3輪のもの</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>4輪以上のもの</td> <td>乗用営業用 5,200円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>自家用 8,100円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>貨物営業用 2,900円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>自家用 3,800円</td> </tr> </table>	3輪のもの	4,600円	4輪以上のもの	乗用営業用 8,200円		自家用 12,900円		貨物営業用 4,500円		自家用 6,000円	3輪のもの	1,000円	4輪以上のもの	乗用営業用 1,800円		自家用 2,700円		貨物営業用 1,000円		自家用 1,300円	3輪のもの	2,000円	4輪以上のもの	乗用営業用 3,500円		自家用 5,400円		貨物営業用 1,900円		自家用 2,500円	3輪のもの	3,000円	4輪以上のもの	乗用営業用 5,200円		自家用 8,100円		貨物営業用 2,900円		自家用 3,800円	<ul style="list-style-type: none"> ・原動機付自転車 <ul style="list-style-type: none"> 50cc以下 2,000円 90cc " 2,000円 125cc " 2,400円 3輪以上のもの（総務省令で定めるものを除く） （通称ミカ）20cc超 3,700円 ・軽自動車 <ul style="list-style-type: none"> 2輪のもの（側車つきのものを含む） 3,600円 3輪のもの 3,900円 4輪以上のもの <ul style="list-style-type: none"> 乗用のもの営業用 6,900円 自家用 10,800円 貨物のもの営業用 3,800円 自家用 5,000円 ・小型特殊自動車 <ul style="list-style-type: none"> 農耕作業用 2,400円 その他（リフト等） 5,900円 ・2輪の小型自動車 6,000円 <p>※平成27年3月31日以前に初めて車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税については、なお従前の例による。</p> <p>※3輪以上の軽自動車において初めて車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税については、税額を以下のとおりとする。ただし、平成27年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。</p> <table border="0"> <tr> <td>3輪のもの</td> <td>4,600円</td> </tr> <tr> <td>4輪以上のもの</td> <td>乗用営業用 8,200円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>自家用 12,900円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>貨物営業用 4,500円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>自家用 6,000円</td> </tr> </table> <p>※3輪以上の軽自動車のうち電気自動車もしくは天然ガス自動車（ポスト新長期規制からNOx10%低減）に該当するもので、平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた車両について、令和2年度分の軽自動車税に限り税額を以下のとおりとする。</p> <table border="0"> <tr> <td>3輪のもの</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>4輪以上のもの</td> <td>乗用営業用 1,800円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>自家用 2,700円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>貨物営業用 1,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>自家用 1,300円</td> </tr> </table> <p>※3輪以上の軽自動車のうち平成30年排出ガス基準50%低減達成車もしくは平成17年排出ガス基準75%低減達成車かつ乗用車の場合は2020年度燃費基準+30%達成車、貨物車の場合は平成27年度燃費基準+35%達成車に該当するもので、平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた車両について、令和2年度分の軽自動車税に限り税額を以下のとおりとする。</p> <table border="0"> <tr> <td>3輪のもの</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>4輪以上のもの</td> <td>乗用営業用 3,500円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>自家用 5,400円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>貨物営業用 1,900円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>自家用 2,500円</td> </tr> </table> <p>※3輪以上の軽自動車のうち平成30年排出ガス基準50%低減達成車もしくは平成17年排出ガス基準75%低減達成車かつ乗用車の場合は2020年度燃費基準+10%達成車、貨物車の場合は平成27年度燃費基準+15%達成車に該当するもので、平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた車両について、令和2年度分の軽自動車税に限り税額を以下のとおりとする。</p> <table border="0"> <tr> <td>3輪のもの</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>4輪以上のもの</td> <td>乗用営業用 5,200円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>自家用 8,100円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>貨物営業用 2,900円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>自家用 3,800円</td> </tr> </table>	3輪のもの	4,600円	4輪以上のもの	乗用営業用 8,200円		自家用 12,900円		貨物営業用 4,500円		自家用 6,000円	3輪のもの	1,000円	4輪以上のもの	乗用営業用 1,800円		自家用 2,700円		貨物営業用 1,000円		自家用 1,300円	3輪のもの	2,000円	4輪以上のもの	乗用営業用 3,500円		自家用 5,400円		貨物営業用 1,900円		自家用 2,500円	3輪のもの	3,000円	4輪以上のもの	乗用営業用 5,200円		自家用 8,100円		貨物営業用 2,900円		自家用 3,800円
3輪のもの	4,600円																																																																																																																									
4輪以上のもの	乗用営業用 8,200円																																																																																																																									
	自家用 12,900円																																																																																																																									
	貨物営業用 4,500円																																																																																																																									
	自家用 6,000円																																																																																																																									
3輪のもの	1,000円																																																																																																																									
4輪以上のもの	乗用営業用 1,800円																																																																																																																									
	自家用 2,700円																																																																																																																									
	貨物営業用 1,000円																																																																																																																									
	自家用 1,300円																																																																																																																									
3輪のもの	2,000円																																																																																																																									
4輪以上のもの	乗用営業用 3,500円																																																																																																																									
	自家用 5,400円																																																																																																																									
	貨物営業用 1,900円																																																																																																																									
	自家用 2,500円																																																																																																																									
3輪のもの	3,000円																																																																																																																									
4輪以上のもの	乗用営業用 5,200円																																																																																																																									
	自家用 8,100円																																																																																																																									
	貨物営業用 2,900円																																																																																																																									
	自家用 3,800円																																																																																																																									
3輪のもの	4,600円																																																																																																																									
4輪以上のもの	乗用営業用 8,200円																																																																																																																									
	自家用 12,900円																																																																																																																									
	貨物営業用 4,500円																																																																																																																									
	自家用 6,000円																																																																																																																									
3輪のもの	1,000円																																																																																																																									
4輪以上のもの	乗用営業用 1,800円																																																																																																																									
	自家用 2,700円																																																																																																																									
	貨物営業用 1,000円																																																																																																																									
	自家用 1,300円																																																																																																																									
3輪のもの	2,000円																																																																																																																									
4輪以上のもの	乗用営業用 3,500円																																																																																																																									
	自家用 5,400円																																																																																																																									
	貨物営業用 1,900円																																																																																																																									
	自家用 2,500円																																																																																																																									
3輪のもの	3,000円																																																																																																																									
4輪以上のもの	乗用営業用 5,200円																																																																																																																									
	自家用 8,100円																																																																																																																									
	貨物営業用 2,900円																																																																																																																									
	自家用 3,800円																																																																																																																									
3輪のもの	4,600円																																																																																																																									
4輪以上のもの	乗用営業用 8,200円																																																																																																																									
	自家用 12,900円																																																																																																																									
	貨物営業用 4,500円																																																																																																																									
	自家用 6,000円																																																																																																																									
3輪のもの	1,000円																																																																																																																									
4輪以上のもの	乗用営業用 1,800円																																																																																																																									
	自家用 2,700円																																																																																																																									
	貨物営業用 1,000円																																																																																																																									
	自家用 1,300円																																																																																																																									
3輪のもの	2,000円																																																																																																																									
4輪以上のもの	乗用営業用 3,500円																																																																																																																									
	自家用 5,400円																																																																																																																									
	貨物営業用 1,900円																																																																																																																									
	自家用 2,500円																																																																																																																									
3輪のもの	3,000円																																																																																																																									
4輪以上のもの	乗用営業用 5,200円																																																																																																																									
	自家用 8,100円																																																																																																																									
	貨物営業用 2,900円																																																																																																																									
	自家用 3,800円																																																																																																																									

年度 税目	平成30年度	令和元年度
軽自動車税 (環境性能割)		
市たばこ税	従量割1,000本につき 5,262円 *平成30年10月1日以降 従量割1,000本につき 5,692円 (紙巻たばこ旧3級品 1,000本につき4,000円) *旧3級品は平成30年4月1日から実施	従量割1,000本につき 5,692円 (紙巻たばこ旧3級品 1,000本につき5,692円) *旧3級品は令和元年10月1日から実施
特別土地保有税	課税停止 (保有 1.4%) (取得 3%)	同 左
入湯税	宿泊する者 一人1泊につき 150円 宿泊しない者 一人1日につき 50円 課税免除の要件 ①年齢12歳未満の者 ②共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者 ③修学旅行等学校教育上の行事に参加する者 ④市内に居住する年齢65歳以上の者	同 左
都市計画税	0.2%	同 左

令和2年度			令和3年度			令和4年度		
軽自動車の購入価格に下記の表に示す税率を乗じた額 (乗用)			軽自動車の購入価格に下記の表に示す税率を乗じた額 (乗用)			軽自動車の購入価格に下記の表に示す税率を乗じた額 (乗用)		
区分		税率	区分		税率	区分		税率
		自家用 営業用			自家用 営業用			自家用 営業用
電気軽自動車等(ア)			電気軽自動車等(ア)			電気軽自動車等(ア)		
★★★★(イ)かつ R2年度燃費基準+10%達成車		非課税 非課税	★★★★(イ)かつ R12年度燃費基準75%達成車		非課税 非課税	★★★★(イ)かつ R12年度燃費基準75%達成車		非課税 非課税
★★★★(イ)かつ R2年度燃費基準達成車		非課税 1.0%	★★★★(イ)かつ R12年度燃費基準60%達成車		非課税 (1.0% (ウ))	★★★★(イ)かつ R12年度燃費基準60%達成車		非課税 (1.0% (ウ))
★★★★(イ)かつ R27年度燃費基準+10%達成車		1.0% 2.0%	★★★★(イ)かつ R12年度燃費基準55%達成車		1.0% (2.0% (ウ))	★★★★(イ)かつ R12年度燃費基準55%達成車		1.0% (2.0% (ウ))
上記以外		1.0% 2.0%	上記以外		2.0%	上記以外		2.0%
(貨物)			(貨物)			(貨物)		
区分		税率	区分		税率	区分		税率
		自家用 営業用			自家用 営業用			自家用 営業用
電気軽自動車等(ア)			電気軽自動車等(ア)			電気軽自動車等(ア)		
★★★★(イ)かつ R27年度燃費基準+20%達成車		非課税 非課税	★★★★(イ)かつ R27年度燃費基準+20%達成車		非課税 非課税	★★★★(イ)かつ R12年度燃費基準75%達成車		非課税 非課税
★★★★(イ)かつ R27年度燃費基準+15%達成車		1.0% 0.5%	★★★★(イ)かつ R27年度燃費基準+15%達成車		1.0% 0.5%	★★★★(イ)かつ R12年度燃費基準60%達成車		1.0% 0.5%
★★★★(イ)かつ R27年度燃費基準+10%達成車		2.0% 1.0%	★★★★(イ)かつ R27年度燃費基準+10%達成車		2.0% 1.0%	★★★★(イ)かつ R12年度燃費基準55%達成車		2.0% 1.0%
上記以外		2.0%	上記以外		2.0%	上記以外		2.0%
(ア)電気自動車及び天然ガス軽自動車(平成30年排出ガス規制適合または窒素酸化物排出量が平成21年天然ガス車基準10%低減達成車)			(ア)電気自動車及び天然ガス軽自動車(平成30年排出ガス規制適合または窒素酸化物排出量が平成21年天然ガス車基準10%低減達成車)			(ア)電気軽自動車及び天然ガス軽自動車(平成30年排出ガス規制適合または窒素酸化物排出量が平成21年天然ガス車基準10%低減達成車)		
(イ)「電気軽自動車等」を除き、平成30年排出ガス基準50%低減達成車又は平成17年排出ガス基準75%以上低減達成車			(イ)「電気軽自動車等」を除き、平成30年排出ガス基準50%低減達成車又は平成17年排出ガス基準75%以上低減達成車			(イ)「電気軽自動車等」を除き、平成30年排出ガス基準50%低減達成車又は平成17年排出ガス基準75%以上低減達成車		
(ウ)令和4年1月1日以降の税率								
従量割1,000本につき *令和2年10月1日以降 従量割1,000本につき	5,692円 6,122円		従量割1,000本につき *令和3年10月1日以降 従量割1,000本につき	6,122円 6,552円		従量割1,000本につき	6,552円	
同	左		同	左		同	左	
同	左		同	左		同	左	
同	左		同	左		同	左	

。 市税一覧表

区分 税目	納税義務者	課税標準及び税率	
市 民 税	1. 市内に住所を有する個人	(個人)	(法人)
	2. 市内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で市内に住所を有しないもの 3. 市内に事務所又は事業所を有する法人 4. 市内に寮・宿泊所・クラブその他これらに類する施設を有する法人で、市内に事務所又は事業所を有しないもの及び市内に事務所、事業所又は寮等を有する法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの 5. 法人課税信託の引き受けを行うことにより法人税を課される個人及び法人で、市内に事務所又は事業所を有するもの	所得割 6% 均等割 3,500円	法人税割 8.4% (令和元年9月30日までに開始した事業年度分については12.1%) 均等割 ・公共法人及び公益法人等のうち、均等割を課することができないもの以外のもの ・人格のない社団等 ・一般社団法人及び一般財団法人 ・相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの ・資本金等 1千万円以下 従業者数 50人以下 50,000円 ・資本金等 1千万円以下 従業者数 50人超 120,000円 ・資本金等 1千万円超～1億円以下 従業者数 50人以下 130,000円 ・資本金等 1千万円超～1億円以下 従業者数 50人超 150,000円 ・資本金等 1億円超～10億円以下 従業者数 50人以下 160,000円 ・資本金等 1億円超～10億円以下 従業者数 50人超 400,000円 ・資本金等 10億円超 従業者数 50人以下 410,000円 ・資本金等 10億円超～50億円以下 従業者数 50人超 1,750,000円 ・資本金等 50億円超 従業者数 50人超 3,000,000円

申告期限	賦課期日	徴収方法	納期
<p>(個人) 個人申告書 3月15日 給与支払報告書 公的年金等支払報告書 1月31日</p> <p>(法人) 法人税申告期限 (延長法人は法人税法定 申告期限と異なる。)</p>	<p>(個人) 1月1日</p>	<p>(個人) 普通徴収 特別徴収(給与) 特別徴収(年金)</p> <p>(法人) 申告納付</p>	<p>(個人) 普通徴収 第1期 6月1日～同月末日 第2期 8月1日～同月末日 第3期 10月1日～同月末日 第4期 1月1日～同月末日 特別徴収(給与) 毎月(6月～翌年5月) 徴収の翌月10日 特別徴収(年金) 年金支給月(4・6・8・ 10・12・2月) 徴収の翌月10日</p> <p>(法人) 法人税法定申告期限と 同じ</p>

区分 税目	納 税 義 務 者	課 税 標 準 及 び 税 率												
固定資産税	土 地 家 屋 償却資産 } の所有者	<p>課税標準額</p> <p>1. 土 地 (住宅用地、非住宅用地) 前年度の課税標準額に次の負担水準(※)の調整措置を講じて得た額 (※)</p> <p style="text-align: center;">前年度課税標準額</p> $\text{負担水準} = \frac{\text{前年度課税標準額}}{\text{今年度の価格 (小規模住宅用地は}\times 1/6、\text{一般住宅用地、市街化区域農地は}\times 1/3)}$ <p>住宅用地：今年度の価格に1/6又は1/3を掛けた額 (本来の課税標準額$\text{\textcircled{A}}$) と比べて (ア) 前年度課税標準額が$\text{\textcircled{A}}$の100%以上の場合 本来の課税標準額$\text{\textcircled{A}}$ (イ) 前年度課税標準額が$\text{\textcircled{A}}$の100%未満の場合 前年度課税標準額 + $\text{\textcircled{A}} \times 5\%$ (ただし、上記(イ)により計算した額が、$\text{\textcircled{A}}$の100%を上回る場合は100%、20%を下回る場合は20%が今年度の課税標準額)</p> <p>非住宅用地：今年度の価格$\text{\textcircled{B}}$と比べて (ア) 前年度課税標準額が$\text{\textcircled{B}}$の60%以上70%以下の場合 前年度課税標準額を据え置き (イ) 前年度課税標準額が$\text{\textcircled{B}}$の60%未満の場合 前年度課税標準額 + $\text{\textcircled{B}} \times 5\%$ ※令和4年度に限り2.5% (ただし、上記(イ)により計算した額が、$\text{\textcircled{B}}$の60%を上回る場合は60%、20%を下回る場合は20%が今年度の課税標準額) ※前年度課税標準額が$\text{\textcircled{B}}$の70%を超える場合は、$\text{\textcircled{B}}$の70%が今年度の課税標準額 (一般農地及び市街化区域農地) 前年度の課税標準額に次の負担調整率を乗じて得た額 または今年度の価格(市街化区域農地は今年度の価格に1/3を掛けた額)のいずれか低い額</p> <table border="1" data-bbox="775 1413 1385 1603"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>負 担 水 準</th> <th>負 担 調 整 率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center;">農 地</td> <td>0.9以上</td> <td>1.025</td> </tr> <tr> <td>0.8以上0.9未満</td> <td>1.05</td> </tr> <tr> <td>0.7以上0.8未満</td> <td>1.075</td> </tr> <tr> <td>0.7未満</td> <td>1.10</td> </tr> </tbody> </table> <p>(山林・その他の土地) 今年度の価格 = $\text{\textcircled{C}}$ または 前年度課税標準額 + $\text{\textcircled{C}} \times 5\%$ のいずれか低い額</p> <p>2. 家 屋 基準年度の価格又は基準年度の価格に比準する価格</p> <p>3. 償却資産 賦課期日における価格</p> <p>税 率 1. 4 %</p>	区 分	負 担 水 準	負 担 調 整 率	農 地	0.9以上	1.025	0.8以上0.9未満	1.05	0.7以上0.8未満	1.075	0.7未満	1.10
区 分	負 担 水 準	負 担 調 整 率												
農 地	0.9以上	1.025												
	0.8以上0.9未満	1.05												
	0.7以上0.8未満	1.075												
	0.7未満	1.10												

区分 税目	納税義務者	課税標準及び税率																												
軽自動車税 (種別割)	原動機付自転車 軽自動車 小型特殊自動車 2輪の小型自動車 <div style="display: inline-block; vertical-align: middle; margin-left: 10px;"> } の所有者 </div>	原動機付自転車 総排気量 (又は定格出力) 0.05リットル (0.6キロワット) 以下のもの <div style="text-align: right;">2,000円</div> 0.05リットル (0.6キロワット) を超え、0.09リットル (0.8キロワット) 以下のもの <div style="text-align: right;">2,000円</div> 0.09リットル (0.8キロワット) を超えるもの <div style="text-align: right;">2,400円</div> 3輪以上のもの (総務省令で定めるものを除く) (通称ミカ-)0.02リットル (0.25キロワット) を超えるもの <div style="text-align: right;">3,700円</div> 軽自動車 2輪のもの (側車付のものを含む) 3,600円 3輪のもの 3,900円 4輪以上のもの <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">乗用営業用</td> <td style="text-align: right;">6,900円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">" 自家用</td> <td style="text-align: right;">10,800円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">貨物営業用</td> <td style="text-align: right;">3,800円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">" 自家用</td> <td style="text-align: right;">5,000円</td> </tr> </table> 小型特殊自動車 農耕作業用 2,400円 その他のもの 5,900円 2輪の小型自動車 6,000円 ※平成27年3月31日以前に初めて車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税については、なお従前の例による。 ※3輪以上の軽自動車において初めて車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税については、税額を以下のとおりとする。ただし、平成27年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。 <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">3輪のもの</td> <td style="text-align: right;">4,600円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">4輪以上のもの</td> <td style="text-align: right;">乗用営業用 8,200円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">" 自家用 12,900円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">貨物営業用 4,500円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">" 自家用 6,000円</td> </tr> </table> ※3輪以上の軽自動車のうち電気自動車もしくは天然ガス自動車 (ポスト新長期規制からNOx10%低減) に該当するもので、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた車両について、令和3年度分の軽自動車税に限り税額を以下のとおりとする。 <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">3輪のもの</td> <td style="text-align: right;">1,000円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">4輪以上のもの</td> <td style="text-align: right;">乗用営業用 1,800円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">" 自家用 2,700円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">貨物営業用 1,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">" 自家用 1,300円</td> </tr> </table>	乗用営業用	6,900円	" 自家用	10,800円	貨物営業用	3,800円	" 自家用	5,000円	3輪のもの	4,600円	4輪以上のもの	乗用営業用 8,200円		" 自家用 12,900円		貨物営業用 4,500円		" 自家用 6,000円	3輪のもの	1,000円	4輪以上のもの	乗用営業用 1,800円		" 自家用 2,700円		貨物営業用 1,000円		" 自家用 1,300円
乗用営業用	6,900円																													
" 自家用	10,800円																													
貨物営業用	3,800円																													
" 自家用	5,000円																													
3輪のもの	4,600円																													
4輪以上のもの	乗用営業用 8,200円																													
	" 自家用 12,900円																													
	貨物営業用 4,500円																													
	" 自家用 6,000円																													
3輪のもの	1,000円																													
4輪以上のもの	乗用営業用 1,800円																													
	" 自家用 2,700円																													
	貨物営業用 1,000円																													
	" 自家用 1,300円																													

申告期限	賦課期日	徴収方法	納期
<p>取得申告 納税義務が発生した日から15日以内</p> <p>廃車申告 納税義務が消滅した日から30日以内</p> <p>変更申告 変更事由の生じた日から15日以内</p>	4月1日	普通徴収	5月1日～同月末日

区分 税目	納税義務者	課税標準及び税率																																								
軽自動車税 (種別割)		<p>※3輪以上の軽自動車のうち平成17年排出ガス基準75%低減達成車(★★★★)かつ乗用車の場合は2020年度燃費基準+30%達成車、貨物車の場合は平成27年度燃費基準+35%達成車に該当するもので、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた車両について、令和3年度分の軽自動車税に限り税額を以下のとおりとする。</p> <table border="0"> <tr> <td>3輪のもの</td> <td></td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>4輪以上のもの</td> <td>乗用営業用</td> <td>3,500円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>〃 自家用</td> <td>5,400円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>貨物営業用</td> <td>1,900円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>〃 自家用</td> <td>2,500円</td> </tr> </table> <p>※3輪以上の軽自動車のうち平成17年排出ガス基準75%低減達成車(★★★★)かつ乗用車の場合は2020年度燃費基準+10%達成車、貨物車の場合は平成27年度燃費基準+15%達成車に該当するもので、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた車両について、令和3年度分の軽自動車税に限り税額を以下のとおりとする。</p> <table border="0"> <tr> <td>3輪のもの</td> <td></td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>4輪以上のもの</td> <td>乗用営業用</td> <td>5,200円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>〃 自家用</td> <td>8,100円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>貨物営業用</td> <td>2,900円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>〃 自家用</td> <td>3,800円</td> </tr> </table>	3輪のもの		2,000円	4輪以上のもの	乗用営業用	3,500円		〃 自家用	5,400円		貨物営業用	1,900円		〃 自家用	2,500円	3輪のもの		3,000円	4輪以上のもの	乗用営業用	5,200円		〃 自家用	8,100円		貨物営業用	2,900円		〃 自家用	3,800円										
3輪のもの		2,000円																																								
4輪以上のもの	乗用営業用	3,500円																																								
	〃 自家用	5,400円																																								
	貨物営業用	1,900円																																								
	〃 自家用	2,500円																																								
3輪のもの		3,000円																																								
4輪以上のもの	乗用営業用	5,200円																																								
	〃 自家用	8,100円																																								
	貨物営業用	2,900円																																								
	〃 自家用	3,800円																																								
軽自動車税 (環境性能割)	三輪以上の軽自動車の取得者	<p>軽自動車税(環境性能割)の税率</p> <p>(乗用)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">税率</th> </tr> <tr> <th>自家用</th> <th>営業用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気軽自動車等(ア)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>★★★★(イ)かつ R12年度燃費基準75%達成車</td> <td>非課税</td> <td>非課税</td> </tr> <tr> <td>★★★★(イ)かつ R12年度燃費基準60%達成車</td> <td>非課税 (1.0%(ウ))</td> <td>0.5%</td> </tr> <tr> <td>★★★★(イ)かつ R12年度燃費基準55%達成車</td> <td>1.0%</td> <td>1.0%</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td>2.0%(ウ)</td> <td>2.0%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(貨物)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">税率</th> </tr> <tr> <th>自家用</th> <th>営業用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気軽自動車等(ア)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>★★★★(イ)かつ R12年度燃費基準75%達成車</td> <td>非課税</td> <td>非課税</td> </tr> <tr> <td>★★★★(イ)かつ R12年度燃費基準60%達成車</td> <td>1.0%</td> <td>0.5%</td> </tr> <tr> <td>★★★★(イ)かつ R12年度燃費基準55%達成車</td> <td>2.0%</td> <td>1.0%</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td></td> <td>2.0%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(ア)電気軽自動車及び天然ガス軽自動車(平成30年排出ガス規制適合または窒素酸化物排出量が平成21年天然ガス車基準10%低減達成車) (イ)「電気軽自動車等」を除き、平成30年排出ガス基準50%低減達成車又は平成17年排出ガス基準75%以上低減達成車 (ウ)令和4年1月1日以降の税率</p>	区分	税率		自家用	営業用	電気軽自動車等(ア)			★★★★(イ)かつ R12年度燃費基準75%達成車	非課税	非課税	★★★★(イ)かつ R12年度燃費基準60%達成車	非課税 (1.0%(ウ))	0.5%	★★★★(イ)かつ R12年度燃費基準55%達成車	1.0%	1.0%	上記以外	2.0%(ウ)	2.0%	区分	税率		自家用	営業用	電気軽自動車等(ア)			★★★★(イ)かつ R12年度燃費基準75%達成車	非課税	非課税	★★★★(イ)かつ R12年度燃費基準60%達成車	1.0%	0.5%	★★★★(イ)かつ R12年度燃費基準55%達成車	2.0%	1.0%	上記以外		2.0%
区分	税率																																									
	自家用	営業用																																								
電気軽自動車等(ア)																																										
★★★★(イ)かつ R12年度燃費基準75%達成車	非課税	非課税																																								
★★★★(イ)かつ R12年度燃費基準60%達成車	非課税 (1.0%(ウ))	0.5%																																								
★★★★(イ)かつ R12年度燃費基準55%達成車	1.0%	1.0%																																								
上記以外	2.0%(ウ)	2.0%																																								
区分	税率																																									
	自家用	営業用																																								
電気軽自動車等(ア)																																										
★★★★(イ)かつ R12年度燃費基準75%達成車	非課税	非課税																																								
★★★★(イ)かつ R12年度燃費基準60%達成車	1.0%	0.5%																																								
★★★★(イ)かつ R12年度燃費基準55%達成車	2.0%	1.0%																																								
上記以外		2.0%																																								
市たばこ税	製造たばこの製造者 特定販売業者 卸売販売業者	<p>・従量割</p> <p>旧3級品以外</p> <p>平成30年10月1日以降 1,000本につき5,692円 令和2年10月1日以降 1,000本につき6,122円 令和3年10月1日以降 1,000本につき6,552円</p> <p>旧3級品</p> <p>平成30年4月1日以降 1,000本につき4,000円 令和元年10月1日以降 1,000本につき5,692円 令和2年10月1日以降 1,000本につき6,122円 令和3年10月1日以降 1,000本につき6,552円</p>																																								

申告期限	賦課期日	徴収方法	納期
車両番号の指定の時		申告納付	車両番号の指定の時
翌月末日		申告納付	翌月末日

区分 税目	納税義務者	課税標準及び税率												
特別土地 保有税	平成14年度以前の納税義務者で、税額の徴収を猶予している者	※平成15年度以降、新規課税停止												
入湯税	鉱泉浴場における入湯客	宿泊する者 1人1泊 150円 宿泊しない者 1人1日 50円												
都市計画税	市街化区域内に所在する土地・家屋の所有者	課税標準額 1. 土地 (住宅用地、非住宅用地) 前年度の課税標準額に負担水準(※)の調整措置を講じて得た額 (※) $\text{負担水準} = \frac{\text{前年度課税標準額}}{\text{今年度の価格 (小規模住宅用地は}\times 1/3、\text{一般住宅用地, 市街化区域農地は}\times 2/3)}$ 住宅用地：今年度の価格に1/3又は2/3を掛けた額(本来の課税標準額①)と比べて (ア) 前年度課税標準額が①の100%以上の場合 本来の課税標準額① (イ) 前年度課税標準額が①の100%未満の場合 $\text{前年度課税標準額} + \text{①} \times 5\%$ (ただし、上記(イ)により計算した額が、①の100%を上回る場合は100%、20%を下回る場合は20%が今年度の課税標準額) 非住宅用地：今年度の価格②と比べて (ア) 前年度課税標準額が②の60%以上70%以下の場合 前年度課税標準額を据え置き (イ) 前年度課税標準額が②の60%未満の場合 $\text{前年度課税標準額} + \text{②} \times 5\%$ (ただし、上記(イ)により計算した額が、②の60%を上回る場合は60%、20%を下回る場合は20%が今年度の課税標準額) ※前年度課税標準額が②の70%を超える場合は、 ②の70%が今年度の課税標準額 (市街化区域農地) 前年度の課税標準額に次の負担調整率を乗じて得た額 または今年度の価格に1/3を掛けた額のいずれか低い額 <table border="1" style="margin: 10px auto;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>負担水準</th> <th>負担調整率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">農地</td> <td>0.9以上</td> <td>1.025</td> </tr> <tr> <td>0.8以上0.9未満</td> <td>1.05</td> </tr> <tr> <td>0.7以上0.8未満</td> <td>1.075</td> </tr> <tr> <td>0.7未満</td> <td>1.10</td> </tr> </tbody> </table> (山林・その他の土地) $\text{今年度の価格} = \text{③} \text{ または } \text{前年度課税標準額} + \text{③} \times 5\%$ のいずれか低い額 ※令和3年度は、負担調整措置により課税標準額が増加する土地について、前年度の課税標準額に据え置く。 2. 家屋 基準年度の価格又は基準年度の価格に比準する価格 税率 0.2%	区分	負担水準	負担調整率	農地	0.9以上	1.025	0.8以上0.9未満	1.05	0.7以上0.8未満	1.075	0.7未満	1.10
区分	負担水準	負担調整率												
農地	0.9以上	1.025												
	0.8以上0.9未満	1.05												
	0.7以上0.8未満	1.075												
	0.7未満	1.10												

申告期限	賦課期日	徴収方法	納期
翌月15日		特別徴収	翌月15日
	固定資産税と同じ	固定資産税と同じ	固定資産税と同じ

○延滞金・還付加算金の割合（利率）等の変遷について

延滞金の割合について

適用期間	延滞金の割合（ ）内は納期限の翌日から1か月間の割合
平成11年12月31日以前	年14.6%（7.3%）
平成12年1月1日～平成25年12月31日	年14.6%（特例基準割合 ^① ）
平成26年1月1日～令和2年12月31日	特例基準割合 ^② に年7.3%割合を加算した割合 （特例基準割合 ^② に年1%の割合を加算した割合。ただし、その割合が年7.3%を超える場合は年7.3%の割合とする。）
令和3年1月1日以後	延滞金特例基準割合に年7.3%割合を加算した割合 （延滞金特例基準割合に年1%の割合を加算した割合。ただし、その割合が年7.3%を超える場合は年7.3%の割合とする。）

還付加算金の割合について

適用期間	還付加算金の割合
平成11年12月31日以前	年7.3%
平成12年1月1日～平成25年12月31日	特例基準割合 ^① 。ただし、その割合が年7.3%を超える場合は年7.3%の割合とする。
平成26年1月1日～令和2年12月31日	特例基準割合 ^② 。ただし、その割合が年7.3%を超える場合は年7.3%の割合とする。
令和3年1月1日以後	還付加算金特例基準割合

特例基準割合等について

適用期間	名称	定義
平成12年1月1日～平成25年12月31日	特例基準割合 ^①	各年の前年の11月30日を経過するときにおける日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4%の割合を加算した割合
平成26年1月1日～令和2年12月31日	特例基準割合 ^②	各年の前々年の10月から前年の9月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除した割合として各年の前年の12月15日までに財務大臣が告示する割合に、年1%の割合を加算した割合
令和3年1月1日以後	延滞金特例基準割合	平均貸付割合（各年の前々年の9月から前年の8月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除した割合として各年の前年の11月30日までに財務大臣が告示する割合）に年1%の割合を加算した割合
	還付加算金特例基準割合	平均貸付割合に年0.5%の割合を加算した割合

延滞金・還付加算金の割合の推移について

適用期間	延滞金		還付加算金
	納期限の翌日から 1月を経過する日まで	納期限の翌日から 1月を経過した日以後	
平成11年12月31日以前	7.3%	14.6%	7.3%
平成12年1月1日～平成13年12月31日	4.5%	14.6%	4.5%
平成14年1月1日～平成18年12月31日	4.1%	14.6%	4.1%
平成19年1月1日～平成19年12月31日	4.4%	14.6%	4.4%
平成20年1月1日～平成20年12月31日	4.7%	14.6%	4.7%
平成21年1月1日～平成21年12月31日	4.5%	14.6%	4.5%
平成22年1月1日～平成25年12月31日	4.3%	14.6%	4.3%
平成26年1月1日～平成26年12月31日	2.9%	9.2%	1.9%
平成27年1月1日～平成28年12月31日	2.8%	9.1%	1.8%
平成29年1月1日～平成29年12月31日	2.7%	9.0%	1.7%
平成30年1月1日～令和元年12月31日	2.6%	8.9%	1.6%
令和2年1月1日～令和2年12月31日	2.6%	8.9%	1.6%
令和3年1月1日～令和3年12月31日	2.5%	8.8%	1.0%
令和4年1月1日～令和4年12月31日	2.4%	8.7%	0.9%